

令和 6 年第 3 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 3 号

おいらせ町議会 令和6年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第3回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年9月10日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年9月10日 午前10時00分 議長宣告			
延 会	令和6年9月10日 午後 3時46分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第 5 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	2	報告第 6 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	3	報告第 7 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	4	報告第 8 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	5	報告第 9 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	6	報告第 10 号	放棄した債権の報告について	
	7	報告第 11 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	
	8	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	9	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	10	議案第 41 号	おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第 42 号	おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第 43 号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第 44 号	おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第 45 号	おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第 46 号	おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について	
	16	議案第 47 号	木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について	
	17	議案第 48 号	木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について	
	18	議案第 49 号	木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について	
	19	議案第 50 号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について	
	20	議案第 51 号	いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について	
	21	議案第 52 号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
	22	議案第 53 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について	
	23	議案第 54 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
	24	議案第 55 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

	25	議案第 5 6 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
	26	議案第 5 7 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
	27	議案第 5 8 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
	28	議案第 5 9 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
	29	認定第 1 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	30	認定第 2 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	31	認定第 3 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	32	認定第 4 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	33	認定第 5 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	34	認定第 6 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	35	認定第 7 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	36	認定第 8 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
	37	報告第 1 2 号	令和 5 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第 5 号	おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について
	2	発委第 6 号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について
	3	発委第 7 号	おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について
開 議	午前 1 0 時 0 0 分		
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
	6 番	佐々木	勝 議員
	7 番	澤 上	訓 議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では、携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定くださるようお願いいたします。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１６人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前１０時００分)
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	松林議長	日程第１、報告第５号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第５号についてご説明申し上げます。 タブレット端末のご用意はよろしいでしょうか。 ページ数は議案書５ページから７ページになります。 それではご説明いたします。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第１号の規定により、去る７月８日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります。本年４月９日午後５時頃、深沢一丁目地内の町道において、当町在住者の運転車両が走行中、道路に生じた穴で左側の前輪と後輪のタイヤを破損させたものであります。損害賠償額は１

当局の説明		万 1, 5 8 0 円で、本年 7 月 8 日に示談が成立しており、町の過失割合は 1 0 0 % でありました。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第 5 号を終わります。
	松林議長	日程第 2、報告第 6 号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第 6 号についてご説明申し上げます。 議案書 8 ページから 1 0 ページになります。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、去る 7 月 8 日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります。本年 4 月 9 日午後 4 時 3 0 分頃、深沢一丁目地内の町道において三沢市在住者の運転車両が走行中、道路に生じた穴で、左側後輪のタイヤを破損させたもので、先ほどの報告第 5 号と同じ場所であります。損害賠償額は 9, 3 5 0 円で、本年 7 月 8 日に示談が成立しており、町の過失割合は 1 0 0 % でありました。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第 6 号を終わります。

当局の説明	松林議長	日程第3、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第7号についてご説明申し上げます。 議案書11ページから13ページになります。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、去る7月8日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります、本年4月9日午後5時頃、深沢一丁目地内の町道において、当町在住者の運転車両が走行中、道路に生じた穴で左側の前輪と後輪のタイヤ及び車軸を破損させたもので、先ほどの報告第5号、第6号と同じ場所であります。損害賠償額は14万6,784円で、本年7月8日に示談が成立しており、町の過失割合は100%でありました。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 15番。
	15番 (吉村敏文君)	今報告を受けているわけなんです、同じ箇所での事故のケースという気がいたします。同じ箇所での事故の発生ということなわけですが、これ、穴が空いて破損しているわけですから、なぜその同じ箇所で2回、3回と事故が発生するのか。やっぱりこれは管理の仕方、これのやり方についてはどういう管理の下でこれをやっているのか。早急に処置をしなかったのかどうか。 やはり事故発生する、または事故が発生する要因があるとすれば、早急に補修をするなりしていかないと、管理の観点から非常に問題だと思うんです。私は、今、これは少額なことだからまだいいとしなきゃならないですけども、これが原因として大きな、重大な事故にも発生するという可能性も私はあると思います。 この道路の管理体制、管理の状況についてはどういう形で今行っているのかお聞きします。

答 弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 今回報告した３案件のこの穴については、穴が空いていたところに、降雨によって穴が空いている存在が走行車から認知できない状況において起きたものでございます。 次に、町道の管理体制についてでございますが、職員によるパトロールのほか、郵便局からの協定による情報提供、それから、職員の情報提供や地域の住民からの通報などに基づいて損壊した場所を把握して、穴については職員による常温合材を用いて緊急に穴埋めを行うほか、またそれだけでは足りない場合は、維持工事を発注して業者さんに対処してもらうといった管理体制を行っております。 以上です。
質 疑	松林議長	１５番。
	１５番 (吉村敏文君)	今の、現在の管理体制の中で、こういう事故がだんだん増えてきているわけですね。発生件数も結構報告で上がってきています。やはり今の管理体制でいいのかどうか。やはりその辺のところも見直していかないと、これが原因で人身事故なり物損事故なり大きい事故につながる可能性もあると。 私たちの感覚からすれば、やはり危ないと危険が予見される場合は、前もってでも早急にそれに対処していかないと、危険とか事故からは防止にはならないわけです。だから今やってきています。このような形で事故が頻発していると。そうすると、今までの管理体制の何かがやっぱり足りないところがあるんじゃないかなと。それについては、やはりもう一度見直してやっていくつもりはないですか。
答 弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 道路の損傷箇所を発見して対処することについては、現状でも大丈夫なのかなと思いますが、一番の問題があるとすれば、老朽化した、整備を行った道路の老朽化が問題なのかなと思います。したがいまし

質疑	松林議長	て、パトロールを行ってその損害箇所を把握するほか、老朽化している路線について、適切に更新や改良などしていく予算を継続的に確保していくことが今後大事なのではないのかと考えております。 以上です。
	15番 (吉村敏文君)	15番。 分かりました。これから冬季になっていきます。そうすると、今現在で、雨で確認ができなかったということになっているんですが、雪が降ったらもっと分からなくなります。雨だってはっきりしづらいわけだから、雪が積もってきたら、積雪になったら、もっと発見ができなくなります。冬季になればなるほど、今度は路面も滑ったりします。そうしたときに、やっぱり重大な事故になっていく可能性もあるので、私は、管理の仕方もうちょっと強化をして、本当に、そういう危険な箇所があれば早めに対応していくのが必要だと私は思うんですが、その辺のところを考慮してもらいながら、もう一度、そのやり方、維持管理の仕方について再考してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	ご指摘の部分ごもっともかと思います。このような報告案件、もしくは道路利用者に迷惑をかけることができるだけないように、良好な道路環境の適正管理に努めていきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。13番。ごめんなさい、11番。ごめんなさい、13番。先に手を挙げたのが13番。 13番。
	13番 (川口弘治君)	すみません。どっち立っていいかなと思って。 私は、ちょっと先ほどの課長の答弁でありました、職員が常温合材を使って穴埋めをしているのを何回かたまたま目撃しております。ちょっと心配しているのは、道路の真ん中でコーンもつけない、安全柵もつけない、職員が一所懸命穴埋めしているんです。非常に危険な行

		為です。こういった2次災害、3次災害ですね。先ほど吉村議員からも発言がありましたとおり、ちょっと管理状況、管理対策、そのようなものは見直すべきではないかなと。 地域整備課の課長さんから、役場内ではいろいろ協議はされているとは思いますが、これは町全体で考えるべきだと思います。こういうことが非常に多くあるというのは、いずれ大きな事故につながるというのは、これ常識です。安全管理のちょっとその辺の意識が低いんじゃないかなと思います。一所懸命やっている職員までけがさせる事故に遭う、そういう状況でないかなと思いますので、もう一度、その管理体制、今後このようなことが起こらない対策を検討していただけないでしょうか。その辺お願いします。
答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 ただいまのご指摘、安全策を講じないまま作業を行っていることによる2次被害の発生につきましては、ご指摘のとおり懸念される事項でありますので、課内に持ち帰って対応を検討してまいりたいと思います。 以上です。
	松林議長	よろしいでしょうか。よろしいですか。 11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	私が今確認したいのは、この3件、4件ですか、続いて4時30分から5時の間、この場所というのは町道の深沢一丁目になっていますけれども、場所はどの部分なのか教えていただきたいと思います。 それから、この保険が、町で掛けている保険で対応されるようになっていきますけれども、普通の個人の場合ですと、こういう自賠責とか車両保険なんか使えば、翌年は保険が倍ぐらいまでいかないけれども相当の額に跳ね上がってきますけれども、町の保険については何件使っても掛金は変わらないのか。これを2点目。 それと、管理の仕方、さっき課長が郵便局からの情報提供もお願いしているということですが、私は、やはり地域の住民の声というのが一番大事だと思うんです。だから、そういう意味では情報提供の仕方を見直すべきじゃないか。特に、今農家の方々でも機械が

		大型化してきている部分、それから、いろいろな意味で、野菜の苗を植付けしたりなんかするに、搬送するに穴が開いていれば苗箱が浮いてしまったとか、そういう声を聞くんですけれども、やはり、せっかく金かけて買ってきた苗が駄目になったら、それも植付けができない、収穫できないという状態になりますので、やっぱりこういう管理の仕方についても、情報提供をもっと町内会の中にそういう方々を依頼するとか、そういう方法もあってしかるべきじゃないかと思うんですが、この３点についてお聞かせいただきたいと思います。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 ちょっと答えられる分だけ答えて、足りない部分は地域整備課長に答えていただきます。 まず１点目、場所であります、百石工業団地の前の道路、町道を北側に行く道路沿いでありまして、北側に行きますと工業団地を越えて深沢のほうに入ります。佐々木総業会社さんの資材倉庫がある手前のところであります。場所はその辺りであります。 それから、２点目、保険の関係であります。 この保険は、町で、町村会で運営している総合賠償補償保険に入っておりまして、これは年間の掛け捨てであります。毎年度４月１日現在の住民基本台帳の人数に単価を掛けて払うことになっております。毎年度、大体２２０万円前後ずつお支払いしているものであります。賠償の対象も、町が管理している、または所有している財産、施設等の瑕疵に起因する損害、事故ということでありますので、あらゆるものが対象となるものであります。 それから３点目、郵便局の関係、まずお答えいたしますが、これは町と郵便局で提携を結んでおりまして、郵便局員が町内をいろいろ郵便物配達等をしながら、危険箇所であったり、もしくは徘徊しているようなお年寄りがあれば町のほうに情報提供いただいて、関係課へ情報提供するというものでございます。 以上です。
答弁	松林議長 地域整備課長	地域整備課長。 私からは、３つ目の情報提供についてのご質問にお答えします。

質疑	(岡本啓一君)	現状でも、さきに答弁しました郵便局からの情報提供や職員からの情報提供のほか、地域の道路利用者からの苦情や、情報提供などによってもすぐに対応しているような状況でございます。そういった情報、町道の延線が膨大でありますから、こういった情報提供はできれば多いほど、確かにこのような事故等の報告は防ぐことはできるという思いについては私も同じ思いでございますので、今後、例えば町内会長会議等で情報の提供を働きかけるとか、そういったことを今後検討してまいりたいと思います。 以上です。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	町内会長会議では、各地区から道路整備、補修、そういう要望が結構出ていると思いますよ。やっぱりそういうチェックをして、やはり優先的に補修すべきものを補修するという形でないと、私はこれまで結構、こういう事故が、町道の事故の報告が多いから、やっぱり本当にこのままでいいのかなという思いがありますし、時間的にいっても、そこのところ、そこは郵便局が通らないところかなという思いもあるんですけども、全てが郵便局の配達員がカバーしているわけじゃないんで、やっぱりこの辺は地域の方々、それから工業団地については県外、町外の、あそこの通りは結構ありますんで、やっぱりそういう意味では早急な対応をすべきだと思いますので、ぜひ町内会等々とも連絡を取って対応していただくように要望して終わります。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	松林議長 なしと認め、本件に対する質疑を終わります。
当局の説明	松林議長	日程第4、報告第8号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長	それでは、報告第8号についてご説明申し上げます。

当局の説明	(成田光寿君)	議案書 14 ページから 16 ページになります。 昨日、議案書の訂正をお配りしておりましたが、一部訂正がございます。16 ページの 2 の事故概要の 2 行目、町が管理する下水道マンホールとありましたものは、正しくは汚水ますでありますので、訂正しておわび申し上げます。 それではご説明いたします。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、去る 8 月 19 日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります、本年 5 月 15 日、午前 10 時 30 分頃、馳下り地内において町が管理する汚水ますが 20 センチ以上隆起していた状態に当町在住者の運転車両が気づかずに接触し、バンパー脱落など車体の一部を破損させたものであります。損害賠償額は 6 万 8,759 円で、本年 8 月 19 日に示談が成立しており、町の過失割合は 50 % でありました。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	※※「なし」の声※※
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第 8 号を終わります。
	松林議長	日程第 5、報告第 9 号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第 9 号についてご説明申し上げます。 議案書 17 ページから 19 ページであります。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、去る 8 月 29 日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります、本年 5 月 17 日午後 7 時頃、洋光台一丁目地内

質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	において、強風により町が管理する公園の木の枝が折れ町道に落下し、当町の在住者の運転車両が接触、ドアの下部など車体の一部を破損させたものであります。損害賠償額は6万116円で、本年8月29日に示談が成立しており、町の過失割合は50%でありました。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 3 番。 町の損害賠償保険、これを活用してやっている。これは当事者、事故に遭った町民の車の持ち主の保険会社と町の保険会社のやり取りで、示談何%と決定しているものなのか。 もう一つ、これ警察が入っての事故証明とかは、4件あるんですが、これ取っている事案なのか、全く関係なく直接当事者の人から役場に問合せがあつての事案になっているのか。 最後に、先ほどもお話出ていましたけれども、想定内の件数で考えているのか。役場として、4件を毎年このぐらいは普通だと考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 3点ほどご質問いただきました。 まず1点目、示談の関係であります、町で町村会を通じて損害賠償保険に入っておりますので、町としては町で加入している損害保険会社とやり取りをして、当然事故に遭った方ともやり取りをします。事故に遭った方について、事故の状況であつたり、そんなものを聞き取りして、両者というか、町も関わりますが、その中で過失割合とか、あと示談だとか、あと損害賠償の額等を決定して示談するものであります。 それから、2点目、事故証明の関係であります、今回、5件ありますが、いずれも警察の事故証明等はございません。というのも、対人とか車両同士とか、そういった本当の事故であれば、当然警察に立ち会ってもらって事故証明とかありますが、単独の対物等であれば事故証明を取ることなく損害保険の手続を進めているのが実情であり

質疑		ます。 それから、3点目が、今回5件ありましたが想定のものなのかどうかというのもご質問であります、毎年四、五件ぐらいは専決処分の報告をさせていただいておりますので、すみません、ただ、先ほど報告、同じ場所での3件ありましたが、あれは通年より多いものと思っております。 ちょっと繰り返しになりますが、例年大体年間、五、六件ぐらいあるものと認識しておりますので、4月に同じ場所で3件あったものはちょっと多いと感じております。 以上です。
	松林議長	3番いいですか。ほかにございませんか。 7番。
答弁	7番 (澤上 訓君)	それにしても、やたら町の瑕疵ということで、非常に多過ぎると感じております。これは、このままで本当にいいのかという気持ちになります。やっぱり、その場所だけでなく全般を見渡して総点検するという、そういう考え方を持たなければ、ちょっとまた次の事故というものは継続して起きるんじゃないのかなと思っています、その辺のところはどうでしょうか。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 今回のこの報告案件につきましては、いちよう公園の樹木によるものでございます。この当該箇所につきましては、樹木が成長しまして相当な高木になっているような状況で、当課としても9月補正でちょっと予算を確保した後に、樹木を伐採するなどの適正管理に努めていきたいと思っております。 あとそのほか、いちよう公園のみならずそのほかの公園につきましても、やはりこの同様の高木、あるいは支障木などがありますので、ただそれを一回にやるとなるとなかなかの予算を必要としますので、点検をして優先順位を決めて計画的に樹木の適正管理に努めていきたいと考えております。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	8、9の報告事項で、過失割合が、補填割合が50%になっています。先ほどの課長の説明ですと、相手と町が交渉して、保険会社、それが入って決めているということですが、これは、例えば今までの4件については瑕疵が100%町だということだと思っています。50%にする根拠というのはどういうふうな、例えばマンホールが上がっているのに車が行って事故が起きたというのだったら、50%というのはどういうふうな根拠があるのか。ちょっと私、道路、管理上、もうこれは100%悪いんじゃないかという気がするんですけど、この辺ちょっと説明いただきたいと思います。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	過失割合に関するご質問であります。 過失割合につきましては、町が独自に決めているものではございません。町が加入している損害保険会社で、全国の損害賠償の事例等を参酌して、保険会社からこのぐらいが妥当ですというものを、それをもって相手方と交渉するものであります。 先ほどの道路の穴につきましては、3件とも100%でありました。これも道路の穴の場合の考え方の例を申し上げますと、夜間であつたり、それから水がたまって見えない状況で、しかも穴の深さが10センチ以上であれば大体100%になるというふうに損害保険会社は大体決めているようであります。要は、その運転者の方も、道路交通法で安全運転義務がありますので、予見できるかどうか、避けられるかどうか、そのあたりも加味されることになります。 一方の馳下りの汚水ますのものであつたり、それから、洋光台の木のものであつたりありますが、こちらのほうは全く町側の100%の瑕疵責任を問えるものではなくて、ある程度、運転者のほうも注意すれば避けられたものがあるのではないかと、予見できたものがあるのではないのかということで、両者50%ということで保険会社のほうからアドバイスをいただいて、それをもって相手方と交渉して示談したものであります。

当局の説明	松林議長	以上です。
	(議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	※※「なし」の声※※ なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第9号を終わります。
	松林議長	日程第6、報告第10号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
質疑	税務課長 (堤 雅之君)	おはようございます。 それでは、報告第10号についてご説明申し上げます。 議案書の20ページ、21ページになります。 本件は、おいらせ町債権管理条例第13条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。 内容は、21ページをご覧ください。 放棄した債権の種類は、全て町営住宅使用料であります。債務者の人数は2人で、納期ごとの件数は2人合わせて71件、債権の額の合計は77万8,700円であります。 なお、債権放棄の適用事由は、2人とも債権管理条例第13条第1項第1号に定める消滅時効によるものですが、その経緯としては、1人は、同項第6号に定める生活困窮であり、もう1人は、同項第7号に定める所在不明であります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	放棄した債権の部分については、それなりに根拠があって、今説明いただきましたけれども、この所在不明というのは、例えば、おいら

答弁		せ町内に所在が不明なのか、もう本当に県内にも所在不明なのか、どこへ行ったのか全く分からないのか、この辺のところをもうちょっと詳しく説明いただきたい。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 この所在不明についてなんですが、この2番目の方の債務者につきましては、本人が既に死亡しておりまして、またあるいはその連帯保証人も死亡をしているということでございます。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	私は、適切な会計上の不納欠損処理ということについてはうるさく言うつもりはございません。ただ、一つ確認したいのが、この私債権が平成のものでして、古いということで、もう時効にかかっているというのは、恐らく債務者のほうでも分かっているかと思えますけれども、そしてもう消滅時効にかかっているということを債務者本人が時効の援用をして、分かりましたと放棄したのか、あるいはもうこちらのほうが自主的に、決められたことに引っかかっている、ちゃんと該当しているということでこれを放棄したのか。つまり、役場のほうで自主的に放棄したのか、そこ一点、まず確認させてください。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 まずはこの2番目の方については、ただいま説明したとおり死亡したので、こちらのほうで手続を取らせていただきました。 1番の方につきましては、こちらが自主的に手続を行ったということではなくて、この滞納分の整理について長い間やり取りを行っておりまして、その過程でこういった平成20年などの古い債権については放棄するのをお願い出るというような手続を本人のほうから出しいただいて、そちらでこちら収入等の状況を精査して放棄するのが適

質疑	松林議長	切であろうということで、債権放棄に至ったというものでございます。 以上です。 14番。
	14番 (西館芳信君)	なるほど、債務者との関係のやり取り分かりました。 こちらの第1番目のほうは、役場のほうで判断した理由が生活困窮ということでしたけれども、生活困窮ということであれば、当然、この人に対して、生活保護の受給者にあんななくてもいいんじゃないかという手を差し伸べてもいいような気がしますけれども、そういうことをする、しない必要があるかないかというふうな判断と、それから、町営住宅に入っている人には、生活保護を受給している人はいませんか。対象になっていないのか、もしいるとしたら、その支払いは減免、一部なのかあるいは全部免除されるのがもしかすれば普通なのかな。その辺のところはどうなっているかお聞かせください。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 この1番目の債務者につきまして、生活困窮ということで収入が国民年金のみでありまして、生活保護の金額より若干低いという状況でございます。ちなみに、生活保護の受給を勧めるかどうかということについては、例えばその現年分を納めることについて、現年分も滞納しているということであれば強く勧奨するといったようなこともあるかもしれませんが、この方につきましては現年分も問題なく納めていただいておりますし、滞納している分につきましても新しいものについては少しずつ返済して、納めていただいて、かつその後も納めるという意思があるということで強くといったような経緯もありまして、生活保護を強く勧奨するといったようなことは行っておりません。 次に、公営住宅の入居者に生活保護の受給者がいるかどうかといった質問についてお答えします。 ちょっと人数については数えてはおりませんが、確かに公営住宅の入居者については何人か生活保護を受給している方がお住ま

当局の説明		いです。そして、その使用料につきましては、特に減免といったようなことではなくて、所定の金額について福祉事務所から直接納めて、こちらに直接お支払いいただくようなこともございますし、また、あるいは本人から直接納めていただくパターンと両方あるということがございます。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第10号を終わります。
	松林議長	日程第7、報告第11号、令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、報告第11号についてご説明いたします。 議案書は22ページ、23ページになります。 本件は、令和4年度から5年度までの2年間の継続費を設定しておりました下水道事業電算システム構築事業について、継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費の精算の報告をするものです。 継続費の内容につきましては、令和6年4月の下水道事業会計の公営企業法適用に伴い企業会計システムを構築するもので、2年分の計画額1,111万1,000円に対し支出実績1,111万円、不用額が1,000円となったものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

当局の説明	松林議長	以上で報告第 11 号を終わります。 日程第 8、諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、諮問第 1 号についてご説明いたします。 議案書は 24 ページから 26 ページ、参考資料は 90 ページになります。 本案は、前委員であります西館あい子氏の退任に伴いまして、後任の委員候補者として川口晴彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。 川口氏は、昭和 53 年 4 月から仙台国税局職員として勤務し、令和 2 年 7 月に退職され、同年 7 月より十和田税務署再任用職員として現在に至っております。税務署職員としての経験はもとより、地域における人権意識を高める啓発活動や子供に関心があり、特にいじめ問題には、各関係機関と連携を図り、貢献したいといった強い思いもあり、人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。 人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、賛同の意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 14 番。
	14 番 (西館芳信君)	この人権擁護委員の推薦につきましては、これまでも何回も意見を求められるという立場で勉強させていただきまして、年齢が、失礼しました、任期だとか国籍要件だとか、それから人口による配置基準だとかそういうことは習わせていただきました。ただ、いまだに年齢が 70 で切られるようなことだとか、75 歳が上限、それから、下のほうは何歳からなのかもぱっと私自身は知っていないし、そういうところを、もう一回明らかにして確認したいということがございます。 それから、今、町長は、この方がまさに適任者であるということで、こういう思いをお持ちの方だということで、その理由をお話ししてく

答弁	松林議長 町民課長 (松山公士君)	れたわけですが、そういうふうな、こういうふうな人を推薦してくれという国からの文書とか、そういうものが町のほうに届いているわけですか。それとも、漠然と法律を見れば分かるんだからという、人権擁護委員法を見れば分かるんだからということで、そういうのは一切なくて、ただ、推薦してくれというふうに来ているのか、そこを聞かせてください。 町民課長。 それでは、西館芳信議員のご質問にお答えいたします。 まずは、人権擁護委員の年齢等の部分でのご質問については、新任の候補者につきましては68歳以下の者、再任の候補者の場合は75歳未満の者ということで運用基準が定められております。一方、下の若い年齢についてはいつからかという部分でいきますと、人権擁護委員法の第6条の第3項に、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民でということであつておりますので、その年齢以上ということになります。 あと、もう一つ目の質問で、何か文書が国、県から来ているのか、法務局から来ているのかということでございますが、法務局から文書が来ております。それには、人権擁護委員法の第6条第3号の規定には、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方ということを選んでほしいと。それ以外にもいろいろな幅広い分野から選んでほしいということで、その中で、さらに、地域社会において信頼されるに足る人格、識見や中立、公正性を兼ね備えていることということで、いろいろとこういう方を選んでほしいというのが文書で来て、それに合わせて当町では候補者を選定して推薦するという形になっております。 以上です。 松林議長 14番 (西館芳信君)
質疑		14番。 文書が来ているのかと聞いたのは、まず第一に、私どもここで仮に意見を述べたとしましても、その意見というのは、この人がこういうふうなことで適切だよ云々ということじゃなくて、町長が話した部分を肯定するか否か、それだけですよね。駄目だと言ったってそれは別

当局の説明	松林議長 町長 (成田 隆君)	に何ら取り入れられるわけじゃない、町長が推薦したものがそのまま任命機関まで届いて、そこで、県だかどうかわからないけれども、そこで決められるということで、私たちに意見は求めるけれど、ただだしに使われているなという思いしかありません。 なおかつ、人権というものに関しましては、もう一昔前というよりもこの5年間で、物すごい変遷の仕方です。例えば、今朝の明鏡欄、東奥日報に出ていましたけれども、夫婦間の家事の分担、夫は家事に協力すると言う、何だその協力するというのはと。基本的に同じじゃないかという考え方だってハラスメントの一つをアピールする一つだと思いますし、LGBTだとか、SOGI、ソジと言っているんですか、あれとかそういうのを言われたって私たちは何のことだかもわからないし、それぞれ説明されてもどういうふうに対処していけば全然分からない、いじめだとか、新聞見れば昔はそんなになかった性加害の問題がいろいろ出てきています。 そういうふうな時代に、私が議員を拝命したときの30年前のやり方と何ら変わらない意見の求め方、これでいいのだろうか、まさに意見したくなるのはそこなんです。いいですよ、町長の話した人間に賛成です。ただし、附帯決議としてこういう意見もありますということで、本当はそれをくっつけてやりたいんだけど、それはほかの問題として、本当に疑問を感じるんだけど、町長いかがですか。 町長が推薦するということについて、こういうふうな人間を推薦したいなという思いでやってるのか、ただ、こういう文書が来ているのでそれに沿ったものをちゃんと見つけてくれというふうに補助機関たる課長をお願いしているのか、その辺ちょっとだけ触れていただけますでしょうか。 町長。 今人権擁護委員に対しまして西館議員の私見というんですか、思いを伝えてもらいました。過去にもこういう意見があって、私が提案したときでは過去の思い出とすれば、こういう人をつけていいのか、駄目とは言いませんけれどもこういう人でいいんですか、適任者ですかという、ある人権擁護委員を提案したときそういう意見があって、次の回にはもう提案できなくなったなという思いがありまして、非常に慎重に人選をしております。
--------------	-----------------------------------	---

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	その中におきまして、人権擁護委員、ほとんど無報酬に近いボランティア活動に近い状況であって、適任者、しからばどういう人があるかなと内部で相談し、検討しましたがけれども、そうそう適任者というのではないんだよなということであって、課長方と相談しながら、先ほど課長が読み上げました項目に適任する、適材する人を探した結果、ある程度公職に近いような経験者であり、また人間的にも、今までは、過去にはどうか全く問題のない人、そしてまた年齢的にも全く問題ない人ということで人選させていただき、このようにして提案しておりますので。 議員の方々、意見を申し上げ述べるということですので、意見はある、反対だというのは反対の意見でもいいし、賛成ですよというのであれば賛成でもいいんですけれども、意見を求めるということで、ここで賛否を取るという問題ではないと思いますので、そういう少数意見もあった、あるいは多数の意見もありました、あるいは大多数の人から適任者ではないというような意見があれば取り下げざるを得ないこともあるかもしれませんが、できれば先ほどもお願いしたように承認してくだされば大変ありがたいなと思いますし、また、我々独自に探すのも大変です。あるいは、国、県、あるいは国に要望して、じゃああなた方探せと言ってもなかなか難しい問題だと思いますので。 せっかくおいらせ町にそういう人が、承諾してくれた人がたまたま今回2人出ました。そして、この人たち2人が、例えば、意見としてあるいは辞退してしまうとなると、おいらせ町は人権擁護委員がまだ足りないわけですから、まだまだ足りなくなるということもありますので、現在思い当たる中では、この人は、私もある程度、人権というんですか、人柄も知ってますので適任者であるのかなということで提案しています。そういうことで西館議員の意見はどういう意見かは別としまして、私の意見としてはそういうことで答弁させていただきます。 以上です。 14番。 私がどういう意見かといいますと、別に町長推薦のこの方、本当に経歴見ますと立派な方です。本当になかなか得難い人ではないかなと
-----------	------------------------------------	---

		思っ、何ら反対するものではございません。 私が話したかったのは、保護司の問題が、すごく今、一つの事件がありまして、保護司というものが脚光を浴びるという形になりましたけれども、それにも勝るとも劣らない人権擁護委員の大事な役割、今、人権という人そのものの多様性によって、人権というのはどういうものかすごく難しい立場に立たされていろいろな思いをしながら働かなければならない人権擁護委員という人たちを、本当に納得いって推薦、あるいは意見が言えるような体制が、国から私どもの議会に本当に意思が届いているだろうかということに疑問を持ったものですから、一言申し述べさせていただきました。 この件については何ら反対するものでありません。賛成です。 以上です。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		お諮りいたします。
		本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。
		よって、諮問第１号は原案のとおり決定いたしました。
	松林議長	日程第９、諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		町長。
当局の説明	町長 (成田 隆君)	それでは諮問第２号についてご説明いたします。 議案書は２７ページ、２８ページ、参考資料は９１ページです。

		本案は前委員であります齋藤晴美氏の退任に伴いまして、後任の委員候補者として高谷直子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。 高谷氏は、昭和57年4月から一川目保育園職員として勤務し、平成26年4月より園長として現在に至っております。特に女性や子供に関心があり、保育園職員としての経験を生かしながら地域における人権意識の向上に貢献したいとの強い思いもあり、人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。 人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますようお願いいたします。
松林議長		説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(議員席)		＊＊「なし」の声＊＊
松林議長		なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
(議員席)		＊＊「なし」の声＊＊
松林議長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 お諮りいたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(議員席)		＊＊「なし」の声＊＊
松林議長		異議なしと認めます。 よって、諮問第2号は原案のとおり決定いたしました。
松林議長		ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩とします。
		(休憩 午前10時57分)
松林議長		休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前11時15分)
松林議長		日程第10、議案第41号、おいらせ町農業委員会の委員の定数に

当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。 それでは、議案第４１号についてご説明申し上げます。 議案書２９ページ、３０ページをご覧ください。 本案は、来年４月１日の町農業委員会委員の改正に際し、町農業委員の数を見直しし、定数を減数変更するため提案するものであり、先月８月２３日開催の議員全員協議会において、見直しの経緯や理由、改正内容等をご説明したものであります。 改正箇所ではありますが、新旧対照表でご説明いたします。 議案書９２ページをお願いいたします。 ９２ページ、条例の新旧対照表が載せてあります。条例第２条の委員定数について、現在の１９人から１４人に改正するものであり、条例の施行は、令和７年４月１日からとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。訂正いたします。なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４１号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

質疑	松林議長	あり、これは94ページ下段の第3条と95ページ上段の第7条の下線部分も同様であります。 それでは、32ページをご覧ください。 よろしいでしょうか。 最終行、附則にあるとおり、本改正条例の施行は公布の日からとしております。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 13番。
	13番 (川口弘治君)	ここに記載されています特定業務児童福祉施設等というのは、具体的にどのような施設を指すのかをお願いします。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、お答えいたします。 まず、特定業務施設でありますけれども、こちらは事業所、研究所、研修所が対象になるものですが、ご質問の特定業務児童福祉施設につきましては、今言った事業所、研究所、研修所の整備に併せて新設される従業員の児童専用の保育所を言います。よって、例えば今現在、町内の保育所に通っているような、この事業所とは全く関係ない子供は入所できない、そういった託児所のようなものになります。 以上です。
質疑	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	先ほどの説明の中で、例えば東京圏から当町に来た場合のそういう研究施設等の場合は、そういう託児所等を設置、認定されれば設置ができて入所できる、まずこの辺そういうことかなとは思いますが、その研究所とか何をもってどのような施設、国、県が認定するというふうな、ちょっとその辺の範囲、分かる範囲でどのような研究をする施設なのか、国内の企業であるのか、外資であるのか、その辺の縛り

答弁	松林議長	というのがあるんでしょうか。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それではお答えいたします。 まず、こういった事業が対象になるのか、こういったものが対象になるのかということですけれども、細かく具体的なものは法令として挙げられているものはございませんが、例えば、試験研究を行う施設であるとか、それに対しての附属設備、そういったものが挙げられていますので、具体的にどういうものかというのはちょっとここでお答えするのは非常に難しいものであるというふうにご理解いただければと思います。 もう一点、国内の事業所なのか海外の事業所なのかというところですけれども、こちらはそもそも東京圏、例えば東京だったり神奈川県だったり、そういった人口の集中地区から地方へ、そういった本社機能を移転しようという、もともとの制度上の目的がございますので、海外は含まれないということになります。 以上です。
質疑	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	元になるというか、国の機関は総務省ですか。どちらになるんでしょう。 それと、中央、人口集中している東京圏というところから、地方に、そういったものは以前からも制度がいろいろあってあれなんですけど、従来、例えば県内でそのような事業を、研究とか立ち上げた場合とか、限定的に都市圏なのか、その辺も併せて、すみません、しつこいようですが、分かる範囲でお願いします。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、まず1点目です。総務省なのかどうかということでお答えしたいと思うんですが、まず今回の条例改正の元になっております省令というのが総務省令でありますので、総務省の管轄ということになります。

質疑	松林議長	続きまして、県内でのエリアでした。（不規則発言あり）なるほど。お答えします。 こちらの事業、町の固定資産税の減額の話ではあるんですが、もともと青森県知事の認定を受けた事業がそもそも対象ということになりまして、青森県自体は地方活力向上地域に全て入っているという認識であります。 以上です。
	1 1 番 （平野敏彦君）	ほかにございませんか。 1 1 番。 今のところでちょっと私も確認したいんですが、地方活力向上地域というのは、おいらせ町ですとどの地域を指すのか説明していただきたいと思います。 それから、さっき質問の中で、この業種、研究所、事業所、研修所を地方移転する企業の業種とかそういうのというのは、県知事が認定しているんだったら、もうそれは分かるんじゃないですか。どういう業種が対象になりますというのは分かるんじゃないかと思うんですが、ここのところをもう一度説明をいただきたいと思います。 それと、県内に、今のこの活力向上地域に入る際に県知事の認定が必要だとしてるところということになりますけれども、国の場合ですと、先ほど総務省が所管だということですが、総務省は法的な部分だけで、私はもっと違う所管が企業移転とかそういうの担当じゃないかなと思うんですが、この3点お聞かせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 （堤 雅之君）	それではお答えします。 まず町内のエリアはどこかというところにお答えしたいと思います。おいらせ町全域であるということで認識しております。 続きまして、どういった業種があるのかというところのご質問でございましたけれども、申し訳ございません、私はそこまで把握していないということでご了承いただければと思います。 最後は、所管のお話に対してお答えしたいと思います。

当局の説明	松林議長	まず、私が申し上げました総務省というのは、この条例改正の基になった省令の所管が総務省でありますので、今回の条例改正に関しては、総務省が元であります。ただ、もともとの地域再生法でいきますと、たくさんの省庁が絡んでくるものと認識しているところです。 以上です。
	(議員席)	ほかに質疑ございませんか。 ***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第１２、議案第４３号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
当局の説明	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第４３号についてご説明申し上げます。 議案書では３３ページから３４ページ、参考資料は９６ページになります。 ご用意できましたでしょうか。 それでは、本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うため提案するものでございます。 その内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。 参考資料の９６ページをご覧ください。

質疑	松林議長 13番 (川口弘治君)	96ページの表中の第13条中、第9項を第5項に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は」を「又は虚偽の届出をした場合においてはその者に対し」に改めるものであります。 なお、施行期日は令和6年12月2日となります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 13番。 確認しておきたいんですが、これはマイナンバーにおける保険証の廃止という流れです。いずれも課長から説明を受けましたけれども、紙の保険証、マイナンバーをつくっていなくても確認書というものが発行されて、従来、カードがなくても通常どおりの医療を受けることができる、そういう仕組みになっているみたいですが、ただ、医療側、病院個人、個人院さん、随分とマイナンバーを読み込む、そういうものが国で積極的に進めている状態であるみたいで、これを要求されて保険証以外では、マイナンバーカード以外では、うちでは受け付けませんという、こういう事例もお聞きになっていると思うんですが、今混乱している状態、そういう、その辺の認識はもちろん課長もあると思うんですが、当町において、いろいろな相談とか心配事が寄せられていると思いますがその辺、若干ご説明お願いします。
答弁	松林議長 町民課長 (松山公士君)	町民課長。 それでは、川口弘治議員のご質問にお答えいたします。 マイナンバーカードが保険証と一体化になるということで、今、当課においてもカード申請が増えている状況にあります。そんな中で、医療機関のほうでマイナンバーカードの利用を促している状況もありまして、かなりの高齢者の方も保険証がなくなるからカードをつくりにきたということで訪れております。 病院で、もちろん国からいろいろお金も出ていまして、そういうマイナンバーカードの保険証としての利用率を高めたいということでいろいろ助成もしながら、それによって、病院のほうでは宣伝して保険

質疑	松林議長 13番 (川口弘治君)	証もなくなるからカードをつくってよというような形で、誤解されるような、もしかしたら説明をなさっている部分も、もしかしたらあるかもしれないと思って、それで慌てて高齢者の方が保険証をつくりに来ている状況もあるのかなとは思っていますが、先ほど議員もおっしゃるとおり、資格確認書というのが今後出ますので、今の現行の紙の保険証もおいらせ町においては有効期限が来年の7月31日まで使えます。 新たに国保の資格を取った人、後期の資格を持った人には随時資格確認書をお出ししますので、もちろんマイナンバーカードでもう既に保険証としての登録をしている方にはそれはつくらないこととなりますが、持っていない方、あとは登録していない方については資格確認書が代わりになりますので、ちょっとそれで使えと、カードを使わなくても使えるということがちょっと誤解されて、今混乱を招いているのかなと思っておりまして、当課においてもそういった周知は、窓口に来たお客さんにはカードをつくるのは強制でもない任意だと、あくまでも任意だと、これが、今後いろいろなものがこのカードに、免許証とかの話もありますので、いろいろ利便性が高まるという話ではありますが、絶対つくってねということはいちでも言いませんし、なくても大丈夫ということは周知していましたので、今後もそういった意味で、広報、ホームページ等で丁寧に周知していくこととしておりますのでご理解いただければと思います。 13番。 ありがとうございます。そういった町民の不安を丁寧な説明で、これから、ひとつ周知のほうお願いしたいと思います。 現状として、このマイナンバーカード、任意のカードを介護保険、国民の世界に類を見ないいい制度を、国のほうで急にマイナンバーカードを進めることによっていろんな混乱が生じているのも事実だそうです。データ読み込みで、データが全然保険証と結びつかない、そういうシステムエラーもあって、10割負担をさせられたという事例が発生して、国が進める割には現場のほうで非常に混乱しているという、そういう現状もあるということを認識して、丁寧な町民に不安を与えないような説明をこれからよろしくお願いしたいと思います。 ありがとうございました。
-----------	------------------------------------	---

質疑	松林議長	ほかにございませんか。１１番。１０番、次。 １１番。
	１１番 (平野敏彦君)	この国民健康保険者で、マイナンバーカードを取得している比率というのは何%ぐらいになるんですか。 私も、もうその上のほうになったんであれですけども、いろいろ聞かれるんですけども、マイナンバーカードを持っていない、取っていない、そういうふうな高齢者については、非常に今、いろいろな意味で制度的な切替えとか、そういうもので不安を感じている人がいますんでこの辺をお知らせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、平野議員のご質問にお答えいたします。 まず国保での保険証、カードを持っている比率ですね。まずは、国民健康保険のほうでいきますと、マイナ保険証として登録している率になりますが、６２%の方がもうマイナ保険証として登録されております。ついでに申し上げますと、医療機関での利用率、７月現在で、７月時点ですけども、１２．４９%ということで、まだまだ低い状況にあります。 一方で、７５歳以上の後期高齢者の医療保険のほうでございますが、マイナ保険証の登録率としては５１．３１%、約半分が登録されていると。医療機関の利用率で申しますと４．９２%とかなり低い率になっておりまして、全国的にもたしか１１%ぐらいだったと思いますので、当町の国保においては全国よりも高い利用率になっております。 あとはそういった制度に対する不安の部分はもちろんありまして、特に要介護状態の高齢者ですとか障害者の方というのが、カードを使って医療機関でスムーズに受診できるかという部分でのかなりの不安があるということで、そういった方については、国としては要配慮者ということで資格確認書を出して、資格確認書で従来どおり紙の保険証代わりに使ってもらおうということで対応するということがございますので、以上でございます。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	今説明を聞いてみて、非常に取得率が62%、そしてまた後期高齢の場合ですと51.3%ということで、取得率が低いのに利用率がそれに伴って低いのはこれ当然だと思うんですけども、やはり医療機関によってはマイナンバーカードをまず提示してもらって保険証をつくれますよというのが、私もたまに行っているんですけども、まず最初にそれを言われるんですよ。 ですから、課長が言う資格確認書でも十分通用しますよと言っているんだけど、医療機関の患者に対する説明というのがないので、もう全てがマイナンバーカードで、自分たちが診察券をつくって交付するというのが結構大きい、特に大きい病院ですと、私もおいらせ病院ですぐつくりましたけれども、そういうのがあるんで、その辺非常に高齢者の人方も、行ったときに思いがけないことを言われるので非常に動揺しているというか不安を感じているというのがあるので、この辺の対応の仕方というのがあったらお知らせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それではお答えします。 先ほども川口議員の際にもお話ししましたが、どうしても今、医療機関のほうは、国からのそういう要請等もありまして、マイナンバーカードの利用を積極的に促すということもあって、最後の、実は持たなくても大丈夫ということの説明がもしかしたら足りていないのかなと思ひまして、以前国でつくったチラシのほうも裏面にちょこっと資格確認書というものがあって、それを指摘されて国では今前のほうに今度チラシは持ってくるような状況もございまして、そういった部分、我々から医療機関にということもちょっとあれなんで、そういう声が多数あれば、そういったことで病院には、それだけじゃないよということは連絡したりとかということはしたいと思ひますけれども、まずは、保険証を持って今医療機関にかかっている町民の方に丁寧に説明したいと思っておりますので、また広報に、11月号にでもまた大きい記事で、そういった現行の保険証もいつまで使えるし、今後資格確認書も出ますということで安心してもらうような記事を掲載したいと思っておりますので、そういった方法で周知したいと考えており

質疑		ます。 以上です。
	松林議長	11番、はい。10番。
	10番 (日野口和子君)	私事になると思いますけれども、ただいまの平野議員がおっしゃったとおり、私は昨日、どうしても膝が痛いからと病院に行きました。そして、マイナンバーカードを使わなきゃなと思って出したらいや、うちは保険証を出してくださいということを言われました。そうしたら正直言って混乱しましたけれども。 これから、マイナンバーカード、一体どういう方向に行くのかなという不安な思いでございました。 以上です。 その思いを伝えました。
	松林議長	答弁はよろしいですか。
	10番 (日野口和子君)	はい。今平野議員の答弁しましたのであれですけれども、実際そういうことがあるということをお知らせしたいと思います。
	松林議長	ありがとうございます。 ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第43号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

当局の説明	松林議長	日程第１３、議案第４４号、おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第４４号についてご説明申し上げます。 議案書の３５ページと３６ページをご覧ください。 新旧対照表は９７ページになります。 本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 詳細について新旧対照表でご説明いたしますので、９７ページをご覧ください。 第３条中、「所得」の次に、「児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の」を加え、これにより、改正前の児童手当法施行令の第２条及び第３条の規定に基づき算出した額を、引き続き本条例において所得と定義するものであります。 なお、本条例は令和６年１０月１日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４４号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

		となります。 なお、おいらせ町の地域包括支援センターの専門職員は、現在全て常勤職員であり基準を満たしております。 ９９ページをご覧ください。 第４条第１項３号の改正は、省略可能な条文であるため、所要の改正を行ったものです。 次に、（２）おいらせ町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。 同じく９９ページ、新旧対照表をご覧ください。 １３条第１項第１号における改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項に変更があったため改めるものです。 なお施行日ですが、いずれの条例も公布の日から施行するものとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	＊＊「なし」の声＊＊ なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４５号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	昼食のため、１３時３０分まで休憩します。 (休憩 午前１１時５４分)

当局の説明	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午後 1時30分) 日程第15、議案第46号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。 議案書40ページ、41ページをご覧ください。 本案は、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して、他市町村から区域外就学する児童生徒等を学校給食費無償化事業の対象とするため、免除対象者を定める規定から住所要件を削り、対象範囲を拡大する改正を提案するものであります。 その内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、議案書の100ページをご覧ください。 第3条、免除の対象を定める規定中、後段の「で、おいらせ町に住所を有する者」を削るものであります。 なお、施行日は令和6年10月1日からとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 3番。
質疑	3番 (小笠原伸也君)	10月1日から県の交付金も始まるということで、人数が10人未満だったような、前回会議で出ていたような気がするんですが、改めて人数と、それから1食当たり、県の1食当たりの金額、小学校、小学生、中学生と当町の給食費の経費、小学生、中学生向けの給食費、これは同じなのかどうか。 それから10月1日から、メニュー的にこれまでどおりほぼ同じようなメニューを提供する意向なのかどうかお聞きしたいと思います。
	松林議長	学務課長。

答弁	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 対象となる人数につきましては、令和５年、今年の５月現在になりますけれども、区域外就学している児童生徒につきましては１２名で、就学願い、要は外国籍の子供につきましては４名、合わせて１６名が対象となる予定となっております。 あと単価のほうですけれども、おいらせ町につきましては、今年の４月から小学校、中学校それぞれ２０円ずつ、物価高騰の関係もありますので、単価のほうを引き上げさせていただいております。小学校につきましては、１食２７５円、中学校につきましては３２０円で設定をしております。 あと県のほうの交付金の平均単価、県内の平均単価で単価設定をしておりますけれども、小学校２８０円、中学校３１０円という設定になっておりますので、県の平均よりは、それぞれ小学校につきましては５円ほど低い、中学校につきましては１０円ほど高いという形になっております。 あとはよろしかったでしょうか。 分かりました。メニューにつきましては、物価高騰分を引き上げたという部分につきましては、やはり、この交付金を使う使わないにかかわらず、子供たちについてはこれまでどおりのメニューで対応する形としております。
質疑	松林議長 ３番 (小笠原伸也君)	３番。 町では、ホームページに給食の見本だか例だか、写真も給食のお盆に乗ったご飯とかおかずがついた写真も載せてあるんですが、結局保護者のほうで、これは県の無償化事業の一環でこうなっているのかとか、あとほかの町村と比較する場面がもしあった場合、別に比較する必要はないんですが、何か心配することとか出てくることはないのかどうかお聞きしたいと思います。
答弁	松林議長 学務課長 (福田輝雄君)	学務課長。 これまでも、議員の皆様から給食費の無償化に携わって学校給食の内容ということでご指摘をいただいております。私も確認したところ、文科省から児童生徒１人１回当たりの学校給食費の摂取基準と

		ということで、カロリーであるエネルギーであつたりたんぱく質、糖質、ナトリウム、カルシウム、それぞれビタミン等々の基準が示されております。その中につきましては、小学校につきましては、低学年、1年生であつたり、3、4年生の中学年、あと高学年という形で学年による、または中学生はこのくらいのカロリーですよという基準が定められています。 おいらせ町はどういう形で皆さんのほうにお示ししているかというと、ちょっとたまたま持ってきていましたけれども、毎月給食センターのほうで献立表をつけております。その献立表のところにカロリーとたんぱく質だけになるんですけども、この食事につきましては何カロリーですという形でお示しさせていただいておりますので、そういう部分を確認いただければ、ちゃんと基準に満たしている給食になっているということは見えると思いますし、またこの献立表につきましてはホームページに掲載をしておりますので、皆さんが見たいときに見られるような形になっておりますので、そこで確認していただければと思います。 ただし、ほかの市町村と比べるということはなかなかしておりませんので、その部分は、皆さんこの文科省の基準に沿ってやっているという解釈で見ておりますので、そんなに、メニューの内容についてはそれぞれの工夫がありますので変わったものがあるかと思いますが、必要カロリー、必要な給食を提供しているということで確認をしています。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第46号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(議員席)	***「なし」の声***
当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第16、議案第47号、木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。 議案書42ページ、43ページをご覧ください。 入開札一覧表は101ページになります。 本案は、木ノ下中学校講堂改築工事施工のため建設工事について、去る8月21日に、株式会社柏崎組ほか11者により指名競争入札を執行したところ、6億9,850万円で株式会社柏崎組が落札者として決定しましたので、契約を締結するため提案するものであります。 なお、本工事の施工により、アリーナのほか、多目的室、男女更衣室やトイレ等を備えた鉄筋コンクリート一部鉄骨づくり2階建ての木ノ下中学校講堂を令和7年8月29日までに整備するものであります。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	我が町の子供たちの成長に資する教育施設の 하나가建設に向かっているということについては、本当に何ら異論はありません。ただ、この議案をもっと理解度を深めるために、私の疑問を一つ解消させてください。 私、これ初めリフォームだと思っていました。金額から何かして、もうほとんど全部ひっくるめると10億円近い形になるということで、改めて見たら改築だけれどもこれは新築でないのかなと思いました。改築とか、建築だとか新築だの定義というのについては分らない

答 弁		いんだけど、同じ場所に新しく建てれば新築でなくて改築になるのかなということで、何でこれ新築にしなかったのか、そうしないで改築というのが妥当だよという通達、関係の通達だとか、そういうふうな文書類だとか、この根拠になるものが何かあるのであったら教えてください。
	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 すみません、そこまでちょっと詳しくは準備はしていなかったの で。ただし、私たちの解釈の中で、新しく学校とか造っていく、今までなかったものを造る場合が新築、この改築につきましては今あったものを壊す、もしくはリフォームする場合もあるかもしれないんですけれども、そういう場合の改築という形の解釈でいるところがあります。 ただ、この建物につきましては、防衛省の補助金であったり、文科の補助金につきましても補助申請をしております、名称としましては改築ということで補助申請等をしているところから、そういう区分けになっていると思って進めております。ただ、西館議員が納得する形の、今ちょっと資料を持ち合わせていませんでしたので、そのところはご容赦願いたいと思います。 以上です。
	松林議長	よろしいですか。 ほかにございませんか。
	(議員席) 松林議長	** 「なし」 の声 ** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	** 「なし」 の声 ** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４７号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第１７、議案第４８号、木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは議案第４８号についてご説明申し上げます。 議案書４４ページ、４５ページをご覧ください。 入開札一覧表は１０２ページになります。 本案は、木ノ下中学校講堂改築工事施工のため、電気設備工事について、去る８月２１日に、株式会社パル電装技研ほか９者により指名競争入札を執行したところ、５，６６８万３，０００円で、有限会社アイテックが落札者として決定しましたので、契約を締結するため提案するものであります。 なお、本工事の施工により、講堂及び渡り廊下に必要な電気設備を建築工事同様、令和７年８月２９日までに整備するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。

当局の説明	松林議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１８、議案第４９号、木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、議案４９号についてご説明申し上げます。 議案書４６ページ、４７ページをご覧ください。 入開札一覧表は１０３ページになります。 本案は、木ノ下中学校講堂改築工事施工のため、機械設備工事について、去る８月２１日に不二興管工業株式会社ほか９者により指名競争入札を執行したところ、６，７６５万円で株式会社成田総合設備が落札者として決定しましたので、契約を締結するため提案するものであります。 なお、本工事の施工に当たり、講堂内の給排水・衛生設備、温度保持換気設備等の必要な機械設備を建築工事同様、令和７年８月２９日までに整備するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４９号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

当局の説明	松林議長	日程第19、議案第50号、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。 議案書48ページ、49ページ、入札結果は104ページとなります。 本案は、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事を実施するに当たり、去る8月21日に株式会社柏崎組ほか8者により、条件付一般競争入札を執行したところ、6,710万円で株式会社種市建業が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結するため提案するものであります。 いちょう公園のテニスコートは、人工芝に関しては20年以上改修がなされていないことから、人工芝の改修やテニスポットの更新などの工事を行うものであります。 なお、契約期間は令和7年3月31日までとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第50号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***

当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第20、議案第51号、いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。 議案書50ページ、51ページ、入札結果は105ページとなります。 本案は、いちょう公園体育館移動式バスケットゴールを一對購入するに当たり、去る8月21日に、ゼビオ株式会社ネクサスカンパニータケダスポーツ下田支店ほか8者により指名競争入札を執行したところ、627万円で株式会社石岡燃料スポーツが落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、契約を締結するため提案するものであります。 なお、契約期間は令和7年1月31日までとしております。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 1番。
	1番 (小向幸祐君)	1番小向です。2点確認させてください。 しばらく老朽化でバスケットゴールがいちょう公園体育館からいなくなっていました。今準備、購入の手続が進んでいるのはありがたいと思っています。 その中で2点確認です。 前回のは老朽化の関係でしたが、小学生用、ミニバスケットボールの対応ができない、ゴールの高さの位置の調整ができない状態でした。これはバスケットゴール、中学校以上の固定かミニバスも使える高さ調整ができるものかの一応、1点確認。

答弁	松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	あとは、取りあえず当面はいいかと思います。一対、アリーナの片面、向かい合わせで一対ということで段取りさせてもらっていますが、将来的に、もう一対の計画、現状、長い目であるかどうか、その2点確認させてください。 社会教育・体育課長。 それでは、2点ご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。 今回購入するバスケットゴールにつきましては、ミニバス機能がついているものになっておりまして、一般の方が使う場合とミニバスの方が使う場合で高さ調整が、手動式ではありますが、可能なものであります。 また2点目、もう一対の購入についてのご質問かと思いますが、今回のバスケットゴールにつきましては、スポーツ振興くじ助成事業という補助事業を使って購入しておりまして、この補助事業については、先ほど説明いたしましたいちょう公園のテニスコートの更新工事もちらの補助金を使って整備することになっております。今年度、こういった形で2つの事業を行うわけですが、いちょう公園の体育館のバスケットゴールもう一対については、こちらの事業を使って、できれば来年度以降やっていきたいということで考えております。 一対だとやっぱり試合の対応とかできない、そういう部分も出てくるのかと思っておりますので、なるべく早い段階でもう一対購入して環境を整えたいと思っております。それまで、町民交流センターで2コート使えますので、試合等はそちらで対応していただきたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 私は、入札、入開札の一覧表を見て、辞退がほとんどで2者しか応札していない。こういうふうな場合は、この2者でいいのか。別に法的に触れるとかそういうふうなのがないのか。これを確認したいと思います。

答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	お答えいたします。 今回の場合は、結果して見ると9者の指名をしております、辞退が7者あって、応札したのが2者ということになっております。これでいいのかということですが、制度上はこれで大丈夫です。例えば、極端な話1者しか参加しなくても、一応成立することになっております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	1者でも予定価格以内であれば可能だという説明だと思うんですが、何でも、何でこれだけ辞退になったのか、ちゃんと指名をして、それを受けているわけですから、理由は分かりますか。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	お答えいたします。 まず、指名する時点では、設計書に記載されている納入物品を納入できるか、あと予定価格の中でできるかというのは分からないということで指名はしておりますけれども、指名する時点では、近隣の9者選定をして指名をしておるところでございます。 辞退が7者あるんですが、辞退理由ですけれども、上から、タケダスポーツ下田店は仕様書を満たす物品納入が困難、それからその下が、サンメディカル八戸営業所は取扱いがない。それからその下が、苫米地教材社は仕様を満たす物品の調達が困難。その下、クドー事務機、予定価格内の入札が困難。その下、東京堂三沢支店も同じく予定価格内の入札が困難。1つ飛びまして、オフィスワイエムについても予定価格以内の入札が困難、最後、下斗米教材については都合によりということで、詳細な理由は分かりません。 以上です。
	松林議長	11番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	これによると、設計仕様の仕方と予定価格の設定に問題があったんじゃないかと私思うんですけども、結局価格が合わないのが3者、4者ですか、そういう形で設計がなされたのか。これは、試算したというのは担当課でやったんですか、どこでやったんですか。
	松林議長	社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それではお答えいたします。 設計につきましては社会教育・体育課のほうで行っております。設計業務につきましては、設計業務委託ということで業者に委託をしまして、図面、現状を確認した上で金額を出していただいたということで、設計業者で行ったということになります。
	松林議長	1 4 番。
質疑	1 4 番 (西館芳信君)	2点ありました。1点は、今、辞退の理由ということで理解しました。 もう一点は、この価格に関しまして、予定価格700万円ということで設計したわけですけども、私も若い頃は今より背が高くてバスケット部に所属したこともありました。でも、昔の人間でしょうね、今の移動式のバスケットのゴールが700万円するというのは到底理解できないです。 リモートだとか、AIだとかそういうのがつけば、それは値段も跳ね上がるのかなと思うけれども、これは一体どういうものなんですか。そしてこれは今一対ということでしたけれども、2対発注したということになれば、これは練習だけじゃなくて試合にも使えるものかなと思ってばかな判断するんだけど、一対ということで、これ練習だけなのかなというふうに思います。 こういう機械メーカーに頼まないで地元できないのかな、地元のもっと安くしてくれる、設計するような、100万円ぐらいでやってくるところはあっても、何の不思議もないと思うんだけど、そんな発想はむちゃですかね。お願いします。
	松林議長	社会教育・体育課長。

答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それではお答えいたします。 まずこのバスケットゴールですけれども、上下させるのに手動式でありまして、キャスターがついているということで、利用者からすれば使いやすいものと言えらると思います。以前設置されていたものにつきましては、非常に、電動で、本来であれば動かさなきゃならなかったりですとか、あと動かすのに非常に人数がいるということで、今回のものは2人ぐらいで動かせるような仕様で、非常に使いやすいものでありますし、試合にも対応できると思っております。 確かに試合、2コートなければいけないような試合には対応できないんですけれども、1コートでやるようなものであれば対応できる、練習じゃなくても試合でもできると思っております。 あと、こちらのものについて町内の業者で対応できないかということだったんですけれども、うちのほうは、町外にはなるんですけれども、町内であればタケダスポーツさんですとか、あるいは町外の、今回落札した石岡燃料スポーツさんとか、そういった実績のある、スポーツ用品に関して、そういうところから見積りもらった上で積算したということであるので、価格についても特段高いという認識はございませんし、妥当ではないのかなと考えております。 以上です。
質疑	松林議長 14番 (西館芳信君) 松林議長	14番。 今課長もお話ししました答弁、納得できるものがありますけれども、確かにメーカーの人たちの辞退理由も、内輪の金額では実現できないということだというのは分かりますけれども、2人で移動して手動で使う、それが700万円するのが当たり前なんだというのは、何ぼ何でも、かつて百石中学校の畳処分するときの処分費がすごく高くてびっくりしたこともありましたが、それ以来の驚きですね。 もう少し安いのが私は当たり前だと思うんだけど、今の現状がそういうことだということでそれは致し方ないと思います。 (聞き取り不可) させていただきました。 終わります。 ほかにございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５１号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第２１、議案第５２号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第５２号についてご説明申し上げます。 議案書では５２ページから５３ページ、参考資料は１０６ページになります。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため提案するものです。 その内容について説明しますと、参考資料の１０３ページの新旧対照表をご覧ください。１０６ページです、すみません。１０３ページではなくて１０６ページの新旧対照表をご覧ください。 別表第１の２及び３中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。 なお、施行期日は令和６年１２月２日となります。 以上で説明を終わります。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	議長の都合により、ここで１５分間休憩いたします。２０分まで休憩いたします。
		(休憩 午後 ２時０４分)
	吉村副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午後 ２時２０分)
	吉村副議長	議長に代わり副議長が暫時、議事を進行いたします。 それでは、日程第２２、議案５３号、令和６年度おいらせ町一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは議案第５３号についてご説明申し上げます。 議案書は５４ページから６２ページになります。 本案は、既定予算の総額に２億７，１０９万円を追加し、予算の総額を１２４億３，７１５万９，０００円とするものであります。 ５９ページをお開きください。

		第2表継続費補正は、戸籍情報システム等標準化事業について、年割額を変更するものです。 60ページをご覧ください。 第3表繰越明許費は、町民交流センター照明器具改修事業について、年度内の完了が困難なことから予算を翌年度へ繰越しして使用するため設定するものです。 61ページをご覧ください。 第4表債務負担行為は、児童館指定管理料について、令和7年度以降の契約事務を進めるに当たり、令和7年度から令和11年度までの5年間で、限度額3億5,457万1,000円の債務負担行為を設定するものです。 62ページをご覧ください。 第5表地方債補正は、みなくる館照明器具改修事業の追加については、照明器具のLED化のため、脱炭素化推進事業を活用するものです。北公民館改修事業など3件については、事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。 続いて、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたしますので、別冊の令和6年度一般会計補正予算(第3号)に関する説明書をご用意ください。よろしいでしょうか。 歳出の主な内容からご説明いたします。 13ページをご覧ください。 2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積立金1,273万2,000円の増額は、木ノ下中学校講堂改築事業に充当する予定の核燃料物質等取扱税交付金の積立額変更に伴い計上するものです。 16ページをご覧ください。 3款1項3目高齢者福祉費の27節介護保険特別会計繰出金1,244万9,000円の減額は、特別会計の事業費の補正に伴い計上するものです。 17ページをご覧ください。 3款2項2目児童措置費の19節児童手当7,945万円の増額は、児童手当法改正により支給対象が拡大されたことに伴い計上するものです。 18ページをご覧ください。 4款1項2目予防費の12節高齢者新型コロナウイルスワクチン
--	--	--

	接種委託料4,067万円の増額は、接種費用が変更になったことから計上するものです。 23ページをご覧ください。 7款1項3目観光費の12節委託型地域おこし協力隊業務委託料435万6,000円の追加は、町と受入れ団体が委託契約し、受入れ団体が協力隊員を雇用して事業を実施するため計上するものです。 27ページをご覧ください。 10款2項1目学校管理費の17節庁用器具費1,125万1,000円の追加は、小学校への大型提示装置購入のため計上するものです。 28ページをご覧ください。 10款3項1目学校管理費の12節施設管理業務等委託料799万7,000円の増額は、百石中学校敷地内の危険木を伐採するため計上するものです。同じく17節庁用器具費621万4,000円の追加は、小学校と同様に中学校への大型提示装置購入のため計上するものです。 30ページをご覧ください。 10款5項2目体育施設費の14節町民交流センター照明器具改修工事費3,219万7,000円の増額は、小ホールの照明器具改修工事費の追加により計上するものです。 主な歳出の説明は以上です。 歳入の説明に移ります。 ページが前のほうに戻りまして、6ページをご覧ください。 1款1項町民税5,690万6,000円の増額及び1款2項固定資産税4,196万円の増額は、賦課決定に伴い計上するものです。 7ページをご覧ください。 11款1項地方交付税2億885万2,000円の増額は、普通交付税の交付決定に伴い計上するものです。 15款1項1目民生費国庫負担金の5節児童手当負担金7,425万5,000円の増額は、歳出で増額した児童手当に対する国庫負担分を計上するものです。 9ページをご覧ください。 16款2項1目総務費県補助金の1節県核燃料物質等取扱税交付金5,274万1,000円の増額は、交付限度額が通知されたことに伴い計上するものです。同じく2目民生費県補助金の4節学校給
--	---

	吉村副議長	食費無償化等子育て支援市町村交付金 2,052 万 9,000 円の増額は、交付決定見込額を計上するものです。 10 ページをご覧ください。 19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3 億 6,112 万 8,000 円の減額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。なお、令和 6 年度末時点の当該基金残高は予算ベースで約 20 億 2,400 万円となる見込みです。 20 款 1 項 1 目前年度繰越金 6,105 万 4,000 円の増額は、令和 5 年度決算に伴い計上するものです。 21 款 5 項 1 目新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 4,191 万 5,000 円の追加は、歳出の高齢者新型コロナウイルスワクチン接種委託料の増額分を補填するための助成金を計上するものです。 11 ページをご覧ください。 22 款 1 項 5 目町民交流センター改修事業債 2,900 万円の増額は、工事費の増に伴い計上するものです。 主な歳入の説明は以上になります。 ページが後ろのほうに飛びます。 31 ページから 33 ページをご覧ください。 給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映したものです。 次に、34 ページ、35 ページをご覧ください。 継続費に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している継続費の内容を掲載しております。 次に、36 ページから 38 ページをご覧ください。 債務負担行為に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している債務負担行為の内容を掲載しております。 次に 39 ページ、40 ページをご覧ください。 地方債に関する調書には、今回の補正内容を反映させた年度末の現在高の見込みを掲載しております。 最後に、41 ページから 44 ページの補正予算主な内容は、予算案審議の参考として主要な個別説明を掲載したものです。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。
--	-------	---

質疑	13番 (川口弘治君)	これより歳入全般について質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。一般会計補正予算（3号）説明書、6ページから11ページになります。 なお、質疑における発言の際は、何ページの何款何項、何々の件についてのように議題に沿って発言をし、質疑の要旨を明確にしてください。また、予算計上されている事業に関係しない質疑は控えてくださるようお願いいたします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。 13番川口議員。 10ページの、21款雑収入の新型コロナ定期接種ワクチン補助金、助成金ですね、4,191万5,000円。一つ教えていただきたいんですが、この新型ワクチン、多分来月から65歳以上の高齢者に接種ができるという、そういう国が進めているようなものだと思いますが、このワクチンは、昨年までの、今年かな、今まで打っていたコロナワクチンとたしかいろいろな話、情報ですと、新型のワクチン、いろいろとレプリコンとか様々な新しい新型のワクチン、しかも日本で製造しているという厚労省が進めているという、そのようなワクチンなのか、まず、そのところ確認、教えていただきたいと思います。
答弁	吉村副議長 保健こども課長 (鈴木政康君)	答弁を求めます。 保健こども課長。 それではご質問にお答えします。 今、国で提供を考えているワクチンについては、まだそういった情報が明確に、このメーカーのワクチンを使うというのが、ちょっと私の手元にはまだ聞こえてきておりません。ただ、議員がおっしゃるとおり、国産のワクチンだとか、あるいは海外産のワクチンだとか、そういったものの中から選定をするということではありました。 今般この助成金4,191万5,000円が増えるというのは、当初予定していたワクチンの料金が8,300円程度値上げするということで、その分を国が全額補填するということで、今回このような金額を歳入に計上させていただきましたが、すみません、ただワクチン、どのような種類というのはちょっと今私のほうで把握しておりま

質疑	吉村副議長 13番 (川口弘治君)	せん。 以上です。 11番。13番。ごめん、13番。すみません。 ありがとうございます。そういう実情なんですね。というか、すみません、いつも全国の話をして申し訳ないんですが、自治体によっては、自治体でワクチンの接種を無料で接種推奨するという自治体もありますが、その反面、過去3年、4年のコロナワクチンといわれるものが接種されて、そのワクチン、外国産のメーカーのものを我々国民が相当数接種して以降、副反応といいますか、その被害、そういったものの被害者による訴訟などが今起きております。また、この新しいものに関しても、国が進めているようなものが、このワクチンは、なぜ今、日本でやらなければならないかというものも様々な方面から言われています。 ただ、一方では、情報は、今課長がおっしゃったように、我々自治体ももちろんそうですけれども、マスコミなんかもそうですが、全然そのようなものは報道されたり、また周知はされておられません。事実世界では、ワクチン、今開発しているワクチンについては、ほとんど日本だけです。進めようとしているのが。というのは、いろいろな専門家、テレビなんかに出ない本物の専門家の人たちの話だと、このワクチンは非常にまだ未知数の部分が多過ぎるという、そういう見解で、日本だけがなぜ進めるのかという世界的な見方です。 そのようなワクチンで、ただ国が進めるのであって、皆さん、町としては、当然そのようなことが情報が入らない状況なのであれば、当然、疑問を持たないで進めるんでしょうけれども、ただ、現実には、国民、町民の被害がどのようなものになるかというものが全くの未知数で、言い方に悪いとちょっと危険視する見方をする専門家もございます。 そのような状況の認識というのは、今後国が言うように進めていくのか、できればいろいろな意味で慎重に、情報を取って町民に接種を進めて、もちろん任意で接種になると思うんですが、過去3年間でやったコロナワクチンによる被害というものは全く検証されておられませんので、その辺の認識を少し情報を共有して、各自治体とも情報等共有しながら、その辺の情報を入手するようにお願いしたいと思いま
----	-------------------------------------	--

答弁	吉村副議長 保健こども課長 (鈴木政康君)	すが、いかがでしょうか。 保健こども課長。 それではお答えします。 まずワクチンにつきましては、各医療機関がメーカーなり卸業者のほうへのワクチンを購入するかというのは決めていただくものになりますので、町からこのワクチンを使ってほしいということはまずございません。 また、議員おっしゃるとおり、接種に関しては定期接種になりましたので、あくまでも本人が最終的に、いろいろな副反応だとか、そういったものも考慮した上で、最終的に本人の同意を得て接種をするものになりますので、決して強制ではないということは、おっしゃるとおりだと思われま す。 また、副反応なり、そういった情報につきまして、各市町村とも今は1年ぶりぐらいにまた接種が始まりますが、そういったものを情報共有しながら、そういう悪い影響なりよい影響いろいろあると思いますが、住民の皆様の方にも各種提供はしていきたいと考えております。 以上です。
質疑	吉村副議長 13番 (川口弘治君)	13番。 ありがとうございます。 しつこいようで大変申し訳ないんですが、私は何を心配しているかというと、これから訴訟問題が起きてきます。実際起きております。これは、自治体が、例えば国では任意と言いながらも、接種義務は自治体にあるというふうな責任を投げております。そういった状況の中で、無料で勧めたとかという自治体で副反応があって亡くなられた方、それが、認定されたりなんかすると、今度訴えられます。そういう状況を、これは何も脅しで言っているわけじゃない、現実、そのような事象も、ことも起きているということもいろいろな情報を取って、国が進めるかというものよりも、どういう事例が出ているのかというものも見ながら、町民の安全と安心を守っていただけるようお願いしたいと思います。

質疑	吉村副議長	答弁は。お願いですね。 4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	4 番の沢尾です。確認します。 今の件ですけれども、新型コロナワクチンなんですけれども、これは値段が上がった分 8,500 円を助成するということで、4 億円ついているんですけれども、先ほど説明あった高齢者っていうのがちょっと気になったんですけれども、それは、この対象は、全町民になるのか高齢者になるのか、そして何回分の助成がついたのかお聞きしたいと思います。
答弁	吉村副議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは質問にお答えします。 まず、対象者につきましては、65 歳以上の高齢者または 60 歳から 64 歳までの重篤な疾患を持っている方、例えば障害者の手帳 1 級を所持している方のような方が対象になります。 今回 10 月の広報にも掲載をしてお知らせをするんですが、65 歳以上の方につきましては、1,500 円の自己負担で済むようにしております。ただし、生活保護世帯とか、住民税の非課税世帯につきましては無料とする予定でございます。 今お尋ねのご質問、歳入の 4,191 万 5,000 円、8,300 円分増額したというのは、当初は国のほうでワクチン全体の接種費用 7,000 円と見込んでおりました。ただこのうちワクチンの代金、料金が 8,300 円程度増額することになりまして、合計で 1 万 5,300 円の接種費用になることが分かりました。つまり、1 万 5,300 円から当初予定していた 7,000 円差引きすると、8,300 円が自治体の負担になってしまうということが分かりまして、それを補填するために国のほうで今 8,300 円相当の補助、ここでの助成金を交付するということになります。 以上です。
	吉村副議長	ほかにございませんか。 なしと認め、歳入についての質疑を終わります。

質疑	11番 (平野敏彦君)	11番。 私は2点ほど質問させていただきます。 ちょっと画面見ねばねえから。 6ページの歳入のところ、町税と固定資産税5,690万6,000円と、それから4,196万円ありますけれども、大体1億円近い補正になっています。確定になった要素というのは、例えば申告の確定したのか、固定資産はどういう形で上積みになっているのか、補正になっているのか、ここのところ、説明をいただきたいと思います。 それから、9ページの10款2項1目総務費補助金のところに、県核燃料物質等取扱交付金5,274万1,000円と出ていますけれども、これは、当初に計上されない、今出てきたというのは、この根拠を説明いただきたい。
	吉村副議長	税務課長。
答弁	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、お答えしたいと思います。 私のほうは町民税の部分、あと固定資産税の部分がありました。 まず、町民税の部分です。 今回、6月1日付で当初の賦課決定をしたわけですが、これに係る所得の部分です。これが令和5年度に比較しまして、給与所得で見ますと約7億円ほど増加しております。この分が6年度の増えた要因になっているものと考えております。 続いて固定資産税です。 固定資産税は、令和5年度と6年度を比較しますと、評価替えが行われております。通常であれば、評価替えで建物などは経年劣化により減額するというものもあります。ただ、今回の評価替えに関して見ますと、地価の上昇傾向が見られておりました。あと新築家屋も増加している影響もありますので、その辺で増えたものと考えているところです。 以上です。
	吉村副議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長	平野議員の質問にお答えいたします。

質疑	(田中貴重君)	まず、核燃税物質等取扱交付金でありますけれども、これは原子力立地の市町村に交付される交付金でありまして、実は、当初予算として1億2,736万5,000円を計上しております。そのあと核燃税物質交付金の増額がありまして、ごめんなさい、すみません間違えました。1億2,423万円の当初予算に対して、交付が1億7,697万1,000円という増額でありますので、その差額分ということで、5,274万1,000円を今回補正しているということでございます。 以上です。
	吉村副議長	いいですか。ほかに質疑ありませんか。
	(議員席)	※※「なし」の声※※
	吉村副議長	なしと認め、歳入についての質疑を終わります。 歳入全般の質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を行います。 第1款議会費から第6款農林水産費までの質疑を行います。 説明書12ページから22ページになります。 質疑ありませんか。 12番。
	12番 (檜山 忠君)	22ページまでですね。 それでは、さっきのコロナのあれを繰り返すことになってしまいますけれども、ちょっと確認したいんですけれども、18ページなんですけれども、予防費の関係で委託料として高齢者新型コロナワクチン接種委託料ということで載ってますけれども、もう一度整理して教えていただきたいと思うんですけれども、これは、いつからで、先ほど1,500円で打つことになるということをお話ししておりますけれども、高齢者、町民、高齢者全員に対してそれを、案内が来るということでしょうか。 そこら辺ちょっと整理して教えていただけますか。
答弁	吉村副議長	保健こども課長。
	保健こども課長	それではお答えをします。

質疑	(鈴木政康君)	まず、対象者につきましては、先ほど答弁したとおり、65歳以上の方、あるいは60歳から64歳の疾患を持つ方、例えば障害手帳の1級相当を持つ方ということになります。 自己負担につきましては1,500円、生活保護の受給者あるいは住民税の非課税世帯につきましては、無料で接種ができるということになります。 接種の方法につきましては、例年行っている高齢者のインフルエンザ接種と同じで、個々に接種券を配付するということではなくて、自ら医療機関、町内の医療機関のほうに電話をして予約をしてもらうという方法になります。ただ、委託契約をしていない医療機関、例えば、十和田市のかかりつけの医療機関だったり、そういったところについては、一旦全額を自分でお支払いいただきまして、その後、領収書などを保健子ども課のほうに持参していただきますと、助成金という償還払いの制度を設けておりますので、そういった方法を取ることになります。 その予算につきましては、19ページの上段に18負担金補助及び交付金の中にある高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種補助金ということで124万5,000円、今般の補正予算に計上しております。 以上です。
	吉村副議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	それで、いつからというふうなことを、インフルエンザは大体10月頃から始まると思うんですけども、それと同じぐらいからということになるんでしょうか。
答弁	吉村副議長	保健子ども課長。
	保健子ども課長 (鈴木政康君)	申し訳ございません。 開始時期につきましては、国のほうからも指定がありますので、10月1日からの接種開始ということになります。ただ、終わり、終期につきましては、インフルエンザについては1月31日までで統一はしているんですが、コロナの終期につきましては、1月31日の医療機関もございまして、あるいは3月31日まで接種できるという医療

質疑	吉村副議長	機関もございます。 いずれにつきましても、10月の広報おいらせで周知を図っていき たいと考えております。 以上です。
	12番 (檜山 忠君)	12番。 分かりました。今5類になっているわけですね。5類、インフル エンザと同じそれで、毎年こういうふうなのが行われると考えていれ ばいいんでしょうか。
答弁	吉村副議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それではお答えします。 今5類というお話がありましたが、5類というのは感染症法上の区 分でございます。今回、定期接種になりましたが、これB類というこ とで、予防接種法上はB類の定期接種ということで、年に一度、秋冬 開始ということで国のほうからも提示、指示がございます。 以上です。
質疑	吉村副議長	ほかにありませんか。11番。
	11番 (平野敏彦君)	私は、13ページの2款総務費、企画費の町活性化対策費の委託 料、委託型地域おこし協力隊業務委託216万7,000円。これ は、たしか広報で採用になったのが紹介になったと思うんですよ。こ の中身。採用になった目的、そういうふうなのをちょっとお知らせい ただきたいと思います。
答弁	吉村副議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	それではお答えを申し上げます。 今回、町活性化対策費の中に、地域おこし協力隊の委託というこ とで、ここの分野については、これから、今、地域おこし協力隊という ことで、委託型ということで、今回、地域の居住のコーディネーター を募集することになっております。（「マイク使ってください」の声

質疑	吉村副議長 1 1 番 (平野敏彦君)	あり) その費用として計上しているものであります。 この地域要件として、三大都市圏の都市地域、または政令指定都市から活動3年ということで、今回予算を計上したということでございます。 実は、今、うちで募集をかけているということは、これ今募集をかけている最中で、かけている最中で、この分については1年間分ではなくて、これから11月から3月までの経費ということで予算計上させてもらっている予算でございます。 以上です。 1 1 番。 1 1 月か。そうすると、これはこの前の募集要項にあった2名分の金額で計上してあるのかなということを確認したいと思います。 それと、たしか広報に載っているのは、ちゃんとした目的が示されていて、2名のこれこれの用途で募集しますということで、たしか載ってあったと思うので、私は、そういう意味では、非常に地域おこし協力隊の役目というのが示されてあるから分かりやすいという思いがあるんですけども、ただ、これまでの地域おこし協力隊の隊員がいつ退職したのか、どういう実績で町が評価しているのか、全然議会に報告がないんで、この辺はこのままで本当にいいのか、やっぱりこれまでの、私が前にも聞いたとおり、何人かの地域おこし協力隊が町に入ってきているんですけども、1人も定住していないというのは、私は対応の仕方というか、町の対応の仕方が本当にこれいいのかという思いがあるんで、こちら辺もひとつお聞かせいただきたいと思います。
答弁	吉村副議長 政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 まず、先ほどの答弁について撤回を申し上げます。 まず、先ほどの答弁からやりなおして答弁させていただきます。 実は先ほどの委託費でございますけれども、こちらについては、これから、高校の魅力化を進めるための高校の魅力化のかけ橋となる地域おこし協力隊を募集するということで、百石高校と地域を結ぶコーディネーターということであります。先ほど言った移住者のコーディ

	吉村副議長	ネーターは、こちらは当初で上げておりますので、今回の部分については百石高校のコーディネーターという、魅力アップのコーディネーターということで訂正をさせていただきます。 大変すみませんでした。 次に、これまでの地域おこし協力隊でございますけれども、今、現在いる地域おこし協力隊を含めて5人採用しております。退任された方はこれまで3人いて、一番最初は令和3年、ごめんなさい、一番最初は、令和元年に1人入って、その後3名が退任をして、今現在、商工観光課に2人いるということでございます。 評価につきましては、これまで手探り状態で、いろいろな町の観光のPRだったりとか、場合によっては物産の推進PR、いろいろなことを取り組んでまいりましたが、結果、町の姿勢というのか取組が少し後押しが足りなかったのか、地域おこし協力隊は確かに、今現在住んでいるということとはございませんで、今いる2人についても、この先どうなるか分かりませんが、この地域おこし協力隊を大事に連携を取りながら、これからいろいろなことに取り組んでいきたいと思っております。 地域おこし協力隊、いろいろなミッションありますけれども、そのミッションをしっかりと伝えて、その役割を果たしてもらい、それを町がフォローしていくということで、委託型と直接雇用ありますけれども、地域おこし協力隊の活躍、支援をしながら、町の発展のために尽力してもらいたいと思っております。 答弁にはなっておりませんが、これから採用するうちの政策推進課、場合によっては商工観光課、これまでの地域おこし協力隊、今いる地域おこし協力隊、それと行政、あと派遣される、例えば百石高校とか、連携を取りながら、地域おこし協力隊の本来のミッションを果たして、支援をしていくということに取り組んでまいりたいと思っております。 ちょっと答弁にはなっておりませんが、地域おこし協力隊とこれから一緒にやっていくんだというふうな気持ちを酌み取ってもらえればというふうに思っております。 以上であります。 ほかにありませんか。
--	-------	---

質疑	(議員席) 吉村副議長	**「なし」の声** なしと認め、第1款から第6款までの質疑を終わります。 次に、第7款商工費から第10款教育費までの質疑を行います。給与費明細書、地方債に関する調書を含みます。 説明書22ページから40ページになります。 また、議案書59ページから62ページの第2表継続費補正、第3表繰越明許費、第4表債務負担行為及び第5表地方債補正も含みます。 質疑ありませんか。 7番澤上議員。
	7番 (澤上 訓君)	私は、今朝ほど、町の瑕疵による事故があまりに多いんじゃないかということで大変心配しているところであります。それに関連することなんですけれども、実はいちょう公園の野球場なんです。1塁側と3塁側のファウルゾーンがすごく波打って、現状があります。これは、使用料をいただいて貸出ししているということから考えると、これも次の、第三の瑕疵につながっていくんじゃないのかなという、私、そこを懸念しているところなんです。 直接、これは、今ここでお話ししたのは、事前にそういう担当のほうへやっぱり教えておいたほうがいいんじゃないか、今たまたま、事故がありません。たまたまありません。つい2週間前も青森県の還暦の大会のベストエイトをそこで、雨の関係でそこを使用してやられたということも聞きました。そのときにもその話が出ました。グラウンドのファウルゾーンがあまりにも波打っていて、絶対年寄りじゃなくても、小学校から年寄りまでのどこかでそういうけがにつながるという話を聞いておりますので、これはやっぱり少し、もう少しすればもうシーズンオフですので、そのオフに、町の業者に頼めば1,000万円とか何ぼとかとかかるかと思うんですけれども、町のグレーダーを使って削って、削った土を今度は1塁、2塁、3塁、ホームのへこんだところ、風で飛ばされた場所にうまく利用すれば、一石二鳥、これできるんじゃないのかなと考えていました。 これは私からも提案ですけれども、ぜひその辺のところを危険防止のために、何とか早急に手だてをしてもらいたいものだなと思っております。 それからもう一つ、外野のフェンスに使用している網の件なんです

答弁	吉村副議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	けれども、私去年もしゃべったような気がするんですけども、あれ何とか修繕して、風吹けばバホバホと、とてもじゃないけれども恥ずかしい、そういう状況になっております。何とか修繕すれば、だましだまし使えるんじゃないかとも思っておりますので、その辺のところも２点ほどよろしく願います。 社会教育・体育課長。 それでは、いちょう公園野球場の件でご質問ありましたのでお答えしたいと思います。 まず、１点目の３塁、１塁側が波打っているという状況だということで、こちらのほうでも現地をまず第一に確認した上で対処方法を検討していくということになるかと思います。議員からご提案がありました件、地域整備課と連携してグレーダーなんか使ってやったらどうかという部分も含めて、こちらでちょっと考えてみたいと思っております。 こちらの野球場については、年に１回整地業務ということで、下田公園とともに整地業務をやっているんですけども、そういった部分があるということであれば現場確認して対応していきたいと思っております。 あと、２点目のフェンスの網の件についても、こちらもちょうと確認しておりませんでしたので、修繕、こちらも同じように現場の確認した上で、修繕が必要だということですので、修繕料を使って修繕していきたいと、まずは第一にそちらの状況を確認することから入っていききたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。 情報提供ありがとうございました。
質疑	吉村副議長 ７番 (澤上 訓君)	７番。 ぜひ早急に確認していただきたいと思っております。 ファウルゾーンだからいいんじゃないかという考え方を持った人もたくさん出てくると思うんですけども、それは大きな間違いです。ファウルゾーンだからこそ余計に危ないんです。というのは、ヒットに関係ないということになると、フライ上がっていけばそこへ思い切っ

質疑		て走って行ってスライディングして取りに行くというような思い切ったプレーが出たりします。ですから、そういうプレーが出て骨折したとか、いろいろなことは考えられますので、非常に、事故が起きる前に私は早急に伝えたかったということで、そういうことでございました。 急いで何とかよろしくお願いします。
	吉村副議長	答弁は要りませんね。 それでは次、１２番檜山議員。
	１２番 (檜山 忠君)	２３ページの観光費の中の委託料、委託型地域おこし協力隊業務委託４３５万６,０００円ということで出ていますけれども、これはどういう趣旨の委託料になるんでしょうか、教えていただけますか。
答弁	吉村副議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは檜山議員のご質問にお答えをいたします。 ２３ページの７－１－３の１２節委託料、委託型地域おこし協力隊業務委託料についてご説明したいと思います。 先ほど、２款で政策推進課長も答弁したと大きく関連いたしますけれども、現在町に地域おこし協力隊は２人おまして、商工観光課に配属されておりますけれども、こちらの地域おこし協力隊につきましては、いわゆる町の会計年度任用職員として任用している任用型という形の協力隊になります。 今回の補正をさせていただきました委託型の地域おこし協力隊につきましては、町が直接協力隊を職員として任用するのではなくて、例えば、隊員個人を個人事業主として隊員に対して委託をする、あるいはその協力隊員を受入れをする団体に対して業務を委託して、その団体の従業員として協力隊が活動するというようなパターンの、今２つ申しました２つのパターンが委託型というものでございます。今般のこの委託型につきましては、町の観光物産協会がその受入れ団体となりまして、観光物産協会が協力隊の受入れをして、町と観光物産協会が委託契約を結んで協力隊の活動をしていただくというような中身になります。 先ほど、政策推進課長も答弁いたしましたが、１１月から３月まで

質疑	吉村副議長 1 2 番 (檜山 忠君)	の5か月分の委託料で掛ける2人分ということで、こちら435万6,000円予算計上したところでございます。 以上です。 1 2 番。 ということは、観光物産協会さんでは、今企業化をするということでいろいろ模索をしてやっていますけれども、事務所をアグリの里に設けて、そこで活動をするということなのですが、そこに委託する、要は、給料をつけてそこに人を出してやるんだと、そういうことになるんじゃないかなと思うんですけれども、なかなか受ける側はすごくいいあんばいでよろしいかなと思いますけれども、ただそれが、期限付きでいった場合に、しっかりと継続なって企業化が順調に進むように、やっぱりしっかり、送ってやったからそれでいいんだ、それでちゃんとやってくださいじゃなくて、しっかり管理しながら見守って、うまく、それが軌道に乗るように見てあげるようにしていただきたい。これをお願いしておきたいと思います。
答弁	吉村副議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	商工観光課長。 お答えをいたします。 檜山議員のご指摘のとおり、今、観光物産協会では法人化に向けて様々な調査、あるいは取組を進めているところでございます。事務所をアグリの里に置くということでお話ありましたけれども、事務所そのものはまだどこに置くかというのは決まっておきませんが、この地域おこし協力隊の事務所、地域おこし協力隊が活動する拠点になるところをアグリの里に取りあえずは置いて、仮に11月から採用になれば、今年度からアグリの里さんの事務所をお借りして、そちらのほうで活動の拠点としてしていただくということで考えております。 給料をつけてアグリの里さんのほうに仕事をしてもらおうというようなイメージとは若干ニュアンスは違うと考えておりますので、何か言葉悪いかもしれませんが、アグリのために、アグリの里のために協力隊を任用するのかというような、もし誤解をされているようであれば、それはちょっと若干ニュアンスが違うということでご理解をいただきたいと思います。

質疑		また、法人化につきましては、ご指摘のとおり、順調に進むように管理をしながらということやっていきたいとは思っておりますけれども、地域おこし協力隊の隊員が法人化のために事務を進めるということではなくて、法人化になった後に協力隊の活動の中から生まれる事業が協会の収益を上げる、収益を上げられるような事業を何か生み出していただきたいということが主たる目的として協力隊を活用しようと思っておりましたので、もちろん町も管理をしながら協力隊の活動をサポートしていきたいとは思っておりますので、これからも、そのような形で議会にも、タイミングが合えば説明するような形にしてまいりたいと思います。 以上です。
	吉村副議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	私も舌足らずであれだったんですけども、アグリの里のためには思ってます。アグリさんも、観光物産協会を何とか法人化させるために犠牲を払ってそこに事務所的なのを設けてということをやっているのはよく分かっていましたので、ちょっと私も寸足らずでした。 以上です。
	吉村副議長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	おわびを申し上げます。 何か変な勘ぐりをしてしまったなと思って、大変申し訳ございませんでした。
	吉村副議長	1 番小向議員。
質疑	1 番 (小向幸祐君)	2 つほど、内容確認させていただきたい、質問させていただきたいです。 2 4 ページの 8 款土木費 2 項道路橋りょう費 3 目除雪対策費として、備品購入費、歩道除雪機購入費として計上がされております。関連ながらなんですが、多分町内会配備なのか、どこの配備予定なのかというのが一つと、これに関連づけて、だんだんに秋から冬に移行していくわけですが、例年、なかなか年に 1 回ぐらいしか各町内会も含

答 弁		め、動かしたりする機会がそんな多くなかったりするので、冬に向けてエンジンがかからないとか、細かい維持管理の問題が例年ちょちょこと聞こえてくることがあります。その対策も含めてちょっと確認したいところです。 あと、もう一つが、26ページの9款消防費1項の4目無線放送設備費の12節委託料、防災無線蓄電池交換委託料です。これも、ちょっと携わっているところもあるのであれなんです、定期的に、やっぱり電池が弱ったり、使う頻度もありますが、消防団配備のものでいいかというのがまず一つと、どうしても使う頻度によって、充電器に挿しっぱなしの過充電になっているタイプもあるような話もちょうと聞いたりします。これは、毎年コンスタントに替えていかなければならないものか、あとは申請に応じて補正かけている形になるか、その2点よろしくお願いします。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	私からは、24ページ、8款2項3目の除雪対策費、歩道除雪機購入費について質問がありましたのでご説明いたします。 この歩道除雪機購入費の配備先についてでございますが、このたび2台購入予定なんですけれども、いずれも町内会へ配備する予定で予算計上したものでございます。 次に、この修繕についてご質問がございました。 町内会に対する、町内会の除雪につきましては、パートナーシップ歩道除雪ということで事業を構築しているものなんですけれども、そのうち1台につき準備費3万円ということで委託料を交付してございます。ただ、この除雪機についても、古いものですともう買ってから10年以上たっているものもあり、それぞれ状態が違うかと思いますが、修繕費がかさむような実態というのが全体としてあるものかなと当課でも認識しております。準備費の中で足りないような修繕につきましては、相談していただければ地域整備課で修繕対応するという事で、実際取組をしておりますのでご理解いただきたいと思います。 以上です。
	吉村副議長	まちづくり防災課長。

答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	私は、説明書の２６ページ、９款１項４目の無線放送設備の委託料、防災無線蓄電池交換等委託料の中身についてご説明申し上げます。 こちらは、議員おっしゃる消防団に配備している移動系の防災無線ではなくて、役場から一般の放送をかけるための放送設備のパソコンを動かすための非常電源が切れないように無停電装置をかませているんですが、そちらのＵＰＳと言われる蓄電池が耐用年数を過ぎたということで交換したいということでの設備の委託料になります。 以上です。
質疑	吉村副議長 １３番 (川口弘治君)	１３番川口議員。 ２３ページの、先ほど檜山議員も質問ありました。そのうち、委託型地域おこし協力隊、このことについてちょっと。 まず、この地域おこし協力隊という制度は、国が総務省から市町村を通して、まちおこし、地域おこしを担うという、そういう形、従来そうだと思っていましたが、この委託型というのはまた新しい制度なんですけれども、その辺の違いをまずお知らせください。
答弁	吉村副議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君) 吉村副議長	商工観光課長。 川口議員のご質問にお答えをいたします。 委託型の地域おこし協力隊というのは、当初からこのような委託型というものがあつたのかどうかというのは、ちょっと今、手元に資料がありませんので定かではございませんけれども、ここ数年、もしかしたら５年ぐらい前から早いところでは委託型という形で協力隊を任用して業務を委託するような形でやっていたっていると。要は、町の会計年度任用職員ではない形で協力隊として活動していただいているということは、もう既に数年前から行われているところでございます。 以上です。 政策推進課長。

答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	今のご質問、先ほど平野議員の質問にも関連しますが、実は委託型というのは2つございまして、先ほど商工観光課長が言った団体に対して契約して派遣するという委託的な形態と、あと、先ほど答弁漏れしているような形でありましたけれども、例えば高校の魅力化について、高校に派遣して、個人事業主として契約するという委託型がありまして、2つの形があるということを追加でお知らせさせていただきます。 以上です。
	吉村副議長	13番川口議員。
	13番 (川口弘治君)	ありがとうございました。大変、分かりました。 昨年、産業民生委員会で兵庫県の洲本市に行って研修を、勉強させていただきましたが、その洲本市、兵庫県の取組を聞いて非常に参考になって聞いてきましたが、その中に平野議員がおっしゃっているように、定住、おこし隊3年間の任期の後、終わるとその地域に密着して市とおこし隊と県が、いろいろなサポートシステムが構築されておりまして、非常にいい取組だなと。 そういうものであれば、他県から来て、その地域に来て、事業、起業を起こすというところまでの事例が非常に参考になったものですから、ちょっと今の委託型、当町で進める観光物産協会等に委託するとか、百石高校についてはその事業がもともとありますから、ただ新しい観光物産協会、法人化に向けた任意でその団体にすぐこのおこし隊を派遣して、派遣というか委託するというような、そういう考えとはちょっと我々が勉強してきたものとイメージが違うものですから、確認の意味で聞かせてもらいましたけれども、果たして、その委託してあってもですね、個別な事案に、ケースになるかと思うんですけれども、町全体の地域おこし、本来のそういう趣旨にかなっていくんでしょうか。その辺が私ちょっと疑問に思いますが、その辺いかがでしょう。
答弁	吉村副議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それではお答えをいたします。 今の観光物産協会に委託をする委託型の地域おこし協力隊、観光

		物産協会で雇用する形になりますけれども、これが町全体の地域おこしにつながるのかという話でのご質問かと承りましたが、観光物産協会が業務委託を受けるということでございますので、一番の恩恵を受けるのは、やはり観光物産協会なのかなと思いますが、それが観光でのまちづくりにつながれば町全体の地域おこしにつながるのかなということでは、全体に波及効果があるんだろうと思っております。 また定住に向けてのお話もされておりました。町でも地域おこし協力隊の定住のために、例えば協力隊員が卒隊後といいますか任期が終わった後に、町の中でいろいろ事業を起こしたりとか、要は起業とか、あるいは何かの仕事に就くために、例えば資格を取るための補助金ということで30万円を上限に支給をしたりとか、あるいは起業する際に必要となる様々な、例えば重機とか事務所を準備するとかということに対しての100万円の助成などというのも準備をして、その卒隊後に地元に残って活動してもらうための支援ということについては、町でも用意をしているところではございます。 以上です。 13番。 ありがとうございます。課長おっしゃるのはよく分かります。 町の立場としては、当然何ら問題がなく進めていることもよく理解できます。ただし、私が入って聞いている情報の中では、地域おこし隊を、ある特定のところという派遣という話まで、役員会総会、総会ではないでしょうから役員の中のほうからそういう話が、情報が出ています。町のためじゃないんですと誤解をされかねないやり方になるんじゃないですかと、檜山さんじゃないですけども、私も心配しているんです。 町が絡んでいる従来の担当課、商工観光課が担当して地域おこし隊を町全体として、国から来た方を、それで移住までというスタイルであれば、町全体のことを考えておこし隊の皆さんが精いっぱい町をPRしていただきますが、ある特定の団体になると、その部分に偏ってしまうんじゃないですかということ、これが国から町を通して委託業者に行くという、そのようなこともささやかれている、そういうことがあるから私は心配して言っているんです。決してそのようなことはないと思うんですが、その辺よく見て、まだ任意で発足はして
質疑	吉村副議長 13番 (川口弘治君)	

答弁	吉村副議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	おりませんが、町の観光物産協会が任意の団体、法人化になるという話ではありますが、町の絡み、金が流れていきますので、その辺を慎重に見ていかないと、通して、現実はそのいうふうなこともあるよということを、課長よく認識していただきたいと思います。 またこれ決算でやろうかなと思ったんですけども、また別な意味で、課長、その辺よろしくお願いします。 商工観光課長。 川口議員のご質問にお答えをいたします。 ご懸念されているような誤解といたしますか、そういうことが出ていようであれば、もちろんそれを払拭していくように、我々のほうでもしっかり情報を出したり、あるいは、誤解されているのであれば、しっかりと抗弁していく必要があると思っております。 今回は、観光物産協会法人化される前の状況でございますので、事務所そのものは、今、商工観光課の中にありますけれども、いずれ法人化されればどこかに事務所を構えて、そちらで法人化した協会が活動していくということになります。それがまだ今事務所をどこに置かかというのは決まっておりますので、取りあえず今、もしかしたら、頭にあるのはアグリの里おいらせさんのことをおっしゃっているのかなともちょっと思ったりはしておりますけれども、そちらにちょっと事務所を間借りをして拠点として活動していただくと。アグリの里さんは、もう観光施設としてはある程度成功しているのではないかと思っておりますので、逆に言いますと、そちらで1年なり、1年半なり修業をしていただいて、その後、観光物産協会で腕を振るってほしいなということもございます。 そういう意味では、アグリの里さんの事務所をお借りして、そちらで、当面の間活動していただくというようなことで考えているところでございます。 また地域おこし協力隊につきましては、今の委託型という形態になりますが、本当に様々な分野でもう全国で活用されております。例えば、農家に協力隊として行って農業を後継者として頑張るというようなこともされております。これも一見、その農家のために国からのお金をもらってやっているんじゃないかと思えたりもするところもあるかと思いますが、そちらも制度上認められているものでござ
-----------	--	---

答弁	吉村副議長 政策推進課長 (田中貴重君)	いますし、それはそこの特産物を今後も広めていくんだ、後継者として頑張っていくんだという目的の下にやられているものでございます。そういう意味では、今回の観光物産協会で雇用しようとしている地域おこし協力隊につきましても、趣旨としては同じような内容だろうと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。 以上です。 政策推進課長。 追加で、事情で答弁させていただきたいと思います。 政策市推進課は地域おこし協力隊の窓口ということで、今、商工観光課長が言った観光物産協会、そちらへの委託ということになるんですが、そのほか今いる観光業務をやられてる方、それとか、これから募集する高校の魅力化の方、あとは移住定住の方、そういう方々を総力を結集していろいろな情報を共有しながら、地域おこし協力隊として町の魅力、町の地域おこしに貢献できるような、そういう形で政策推進課も調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。 以上です。
質疑	吉村副議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 私は、今の地域おこし協力隊、23ページに関わることで、今説明を聞いていますと、11月から3月までの間、利用するのは2名ですということで、採用の方法は委託型になるんだということで、私は、川口議員も話していますけれども、採用する期間というのが、今もう9月になって1か月ちょっとだけですね。やっぱりそういう募集して、期間がなければ、私は本当に採用するほうの思いというのを理解してもらえるのか、受ける人も地域指定があるように見ていましたけれども、そういう中から本当にこういう町に応募してくるのか。私は、非常に対応の仕方というのが手ぬるいんじゃないかという思いがします。 ですから、あれは9月号の広報でしたか、たしかちらっと私見たんですけれども、そういう趣旨、そういうのはきちっと書いていますか

答弁	吉村副議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	ら、やっぱりそれに合った人がちゃんと来て受験するのか。今の話をしていますと今、現にいる人をそちらに回すような話も、聞こえてくるんですけども、どういうふうな形なんですか。 現在、今の話ですと、現在2名の協力隊員がいる。この2名の目的、そういう活動の仕方、そういうのが今2名ではどういう形になっているのか。それから今、委託型で2名採用する、これは、町観光物産館の立ち上げ、法人化の立ち上げのための派遣する協力隊になるのか、あと1名が何のための協力隊になるのか、ここお聞かせいただきたいと思います。 商工観光課長。 それでは、平野議員のご質問にお答えをいたします。 23ページの委託型の協力隊の委託料に関してでございます。 予算の積算に関しましては、先ほど来答弁しておりますとおり、11月から3月までの3か月間の予算として計上したところでございます。確かにご指摘のとおり、今、予算可決されてからもう2か月ないじゃないかということでは、まさにご指摘のとおりだと思っております。ただ11月まで期間がないので、応募があった人の中から何とか2人選ぼうとかそういうことではなくて、やはりこちらで求めている人材というのはやはりありますので、そこはしっかりと面接、それから採用に至るまでの間にはお試し協力隊ということで、応募したいなと思っっている方がいれば、お試しでおいらせ町に来てもらって、今回こういうような形で募集していますというのを具体的に説明したりとか、あるいは採用の面接につきましても1回だけじゃなくて2回行うとか、そういう形でちゃんと適任者を採用していこうと考えておりますので、仮に11月1日採用できなくても、12月1日でも1月1日でもというところで、しっかりとした人材を確保したいと考えております。 それから、もう一つの質問としては、現にいる2人の隊員をそちらに回すのかというような話もあるということで今おっしゃっていただきましたけれども、2人いる隊員ですが、1人は、今年度末、要は来年の3月でもう任期が切れることとなります。もう一人の隊員については今年の4月に採用になりましたので、あと2年半いるということになります。その2人につきましては、そちらの委託型に回すということ
-----------	--	---

質疑	吉村副議長 11番 (平野敏彦君)	ではなくて、そのまま、今の任用型のまま継続していただくことになります。 1人隊員は、いずれも観光物産協会の事務を担うというのがまずメインになりますけれども、1人の隊員につきましては、観光物産協会の情報発信、あるいはPRをメインとしております。もう一人の隊員につきましては、当町のブランド推進、ふるさと納税の返礼品なども含みますけれども、そちらのブランド推進、新しい物産の掘り起こしなどを含めた、そういう事業をすることを目的としております。 それから、今度2人採用したいと思っている委託型の協力隊につきましては、将来、その協会のスタッフとして残っていただきたいというところがまずメインではございますけれども、一つには、観光振興業務といたしまして、観光物産イベントの企画、開催とか、あるいは観光コンテンツの開発とか、あるいは物産振興業務といたしまして、新たな物産等の企画、立案、特産品の発掘、それからブラッシュアップなどを業務としてやっていただきたいと。それぞれの人の特性に応じては、その業務を分けて担っていただくとかもございます。 その2人の主な、メインの業務といたしましては、観光物産協会法人化後に必要となる自主財源確保のために、新規事業を、収益を上げるような新規事業を開発していただくということを主な業務としていところでございます。 以上です。 11番。 今いろいろ説明をしていただきました。私は、この期間にこだわらないということであれば、この予算の要求の仕方というのはこれでもいいのか。11月からこれだけ3月まで採用すると、これだけの金がかかりますよということで予算を提出しているわけですから、事務処理が間に合わないからずらしてもいいんだという、こういう発想でやったら補正予算に出す必要ないんじゃないですか。そう思いますよ。 それともう一つは、私は観光物産協会に派遣するのはまずよしとしても、実際に事業を立ち上げてスタッフに残ってやる、そういう意気込みの人が本当に来るのかなという思いもあります。それと、私が一番危惧するのは、これまでの物産協会に関わる町のいろいろな商品開発、PRしたと言っていますけれども、これでこうやってPRして成
----	-------------------------------------	---

答弁	吉村副議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	功したというのを私が耳にしたものは一つもないんですよ。やはり、言葉じゃなくて、こういうのをやったらこう売りましたというのを実態で説明してほしいと思います。 そういうのを考えたときに、私は将来的に見て一番危惧しているのは、当町にはイオンがあって、商品開発よりもイオンに行ったらいろいろなものが売っているじゃないですか、そういうのでは、私は非常にこの事業を進めるということが、いかに来た人が苦勞するかというような、私は心配するわけです。この辺、本当に大丈夫だということであれば、私は、今言ったのは私個人の考え方だと捉えますけれども、どういうふうに予測するんですか。私の言っていることに対して。 商工観光課長。 お答えをいたします。 期間にこだわらないで採用するのであれば、この補正の出し方は正しいのかというようなご指摘を受けました。 こちらの11月から、11月1日から採用したいというのは、もちろん我々の希望でもありますし、最短でいけば11月1日の採用というのを目標に向けておりますけれども、先ほども答弁いたしました、適正な人が、適正とは言葉悪いかもしれませんが、こちらで求めているような人物が応募していただける、してもらえるのかということに関しては、やはり来て面接をしてみないことには何とも言えませんので、来たからとにかく11月1日に間に合わせて採用するんだということではなくて、やはり、適正な人材を確保したいというところでは、予算は5か月取っておりますけれども、結果的には3か月分しか施行しないということもあるかもしれませんが、そこは何かご容赦いただきたいと思っております。 あと、やる意気込みのある人材が来るのかということに関しまして、もちろんこちらそういう人が来てほしいということで考えておりますが、これはやはり対人ということでもございますので、なかなか、来てみないことにはということのところは、先ほど答弁したことと同じことでございます。 それから観光物産協会、これまで物産開発等も成功した例がないというような厳しいお言葉もいただいております。これに関しまして
----	--	--

		は、そういうところもあるのかということで受け止めをさせていただきますが、今回、この委託型の地域おこし協力隊採用することによって、行政ではない民間視点とか、あるいは東京とかそちらのほうから採用してくるということであれば、よそ者の視点と言われていますが、そういうところを、能力なりを発揮していただいて、これまでやれてこなかったところは反省しつつ、新たな取組を協力隊と共にやっていきたいなと思っております。 というところで、何か漏れがあればご指摘をいただければと思います。 以上です。
	吉村副議長	いいですか。 ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	吉村副議長	なしと認め、第7款から第10款までの質疑を終わります。 以上で歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	吉村副議長	なしと認め、これで討論を終わります。 これから議案第53号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	吉村副議長	なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	吉村副議長	お諮りいたします。 本議会における本日の議案審議については、議案第53号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第3号)についてまでとし、議案第54号、令和6年おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてからの審議は明日引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	(議員席)	***「なし」の声***
日程終了の 告知	吉村副議長	なしと認めます。 よって、本会議の議案審議はそうように取り扱うことに決定いたしました。 これで本日の会議を閉じます。
次回日程の 報告	吉村副議長	明日の本会議は、引き続き、本会議場において午前１０時から議案の審議を行います。
延会宣告		本日の会議はこれで延会といたします。 (延会時刻 午後 ３時４６分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

議 長 松 林 義 光

副 議 長 吉 村 敏 文

署名議員 佐々木 勝

署名議員 澤 上 訓